

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2008/2/20～2008/3/10 第 73 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
019	水山高久 委員	08/2/21	「難破堤堤防に関する確認」が寄せられました。別紙019-1をご参照下さい。
018	岡田憲夫 委員	08/2/20	「[計画策定] 「原案」 総括審議の論点についての意見」が寄せられました。別紙018-1をご参照下さい。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2008/2/20～2008/3/10 第 73 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
990	酒井隆氏	08/3/10	「納税者・住民は、もう許さない！国交省・近畿地方整備局に説明を求める。」が寄せられました。別紙990-1をご参照下さい。
989	古川喜道氏	08/3/7	「川上ダム早期着工の御願い」が寄せられました。別紙989-1をご参照下さい。
988	上野遊水地連絡協議会副会長 佐治行雄氏	08/3/7	「川上ダムの本体工事早期着工を求める意見書」が寄せられました。別紙988-1をご参照下さい。
987	佐川克弘氏	08/3/7	「天ヶ瀬ダムの利水容量他について」が寄せられました。別紙987-1をご参照下さい。
986	佐川克弘氏	08/3/7	「天ヶ瀬ダムの利水容量に関する質問」が寄せられました。別紙986-1をご参照下さい。
985	佐川克弘氏	08/3/7	「京都府の水需要の精査確認に関する質問」が寄せられました。別紙985-1をご参照下さい。
984	東典宜氏	08/3/7	「意見」が寄せられました。別紙984-1をご参照下さい。
983	平田忠幸氏	08/3/6	「川上ダム建設早期完成を望む」が寄せられました。別紙983-1をご参照下さい。
982	古川光彦氏	08/3/5	「意見書」が寄せられました。別紙982-1をご参照下さい。
981	藤永幹夫氏	08/3/4	「意見」が寄せられました。別紙981-1をご参照下さい。
980	西山甲平氏	08/3/4	「川上ダム建設促進についての意見」が寄せられました。別紙980-1をご参照下さい。
979	藪内和雄氏	08/3/4	「上野遊水地・川上ダムの早い完成を願う」が寄せられました。別紙979-1をご参照下さい。
978	安堂勉氏	08/3/2	「淀川水系流域委員会様」が寄せられました。別紙978-1をご参照下さい。
977	伊賀利水検討会 浅野隆彦氏	08/2/28	「《伊賀用水問題を考える》*用水原価と水道料金*自流水取水可能*補う代替案*〔改訂版 原版 2008年1月25日〕」が寄せられました。別紙977-1をご参照下さい。

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
976	荻野芳彦氏	08/2/28	「質問書 木津川上流の指定（知事管理）区間の河川管理について」が寄せられました。別紙976-1をご参照下さい。
975	田淵弘氏	08/2/27	「意見」が寄せられました。別紙975-1をご参照下さい。
974	近藤ゆり子氏	08/2/24	「水資源機構ダムについて－再論－」が寄せられました。別紙974-1をご参照下さい。
973	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	08/2/22	「淀川水系流域委員会運営会議御中」が寄せられました。別紙973-1をご参照下さい。
972	小松好人氏	08/2/20	「淀川流域委員会の活動に思う」が寄せられました。別紙972-1をご参照下さい。

難破堤堤防に関する確認

水山高久

破堤しにくくする対策を施す場合、HWL+余裕高ではなく、HWL の高さで施工することになるのでしょうか。そうでないと、+余裕高の現在の高さで施工すると、未施工区間に対して安全になりすぎますね。施工後、余裕高を盛土することもあるのでしょうか。

2008. 2. 20

淀川流域委員会委員 岡田憲夫

[計画策定] 「原案」総括審議の論点についての意見

次の項目についても審議と検討が必要と考える。

計画原案の冒頭における「河川整備策定に当たっての計画基本的考え方」の中で、「Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時進捗状況を点検して、必要に応じて見直しをするものとする。進捗状況の点検に当たっては流域委員会の意見を聴く」としている。これは本原案の性格を規定する新しい考え方で、高く評価できる。問題はその具体的手順や仕組みとその実施・実現を保証する方法が明確でない点である。この意味で総括審議において問題とすべきは以下の点にある。

1. 整備計画の対象期間は概ね 20～30 年であることが明記されているが、それでは上記の PDCA サイクルは何年程度を(基本的循環)単位として行うのか。たとえば対象期間内で 5 年程度を基本として何サイクルかの繰り返しが必要になると考えられるが、そのように判断してよいのか。これは事業評価という形で流域委員会に報告されると理解してよいのか。むしろ事業評価のあり方や具体化の基本的な方法についても委員会は意見を提示すべきではないか。
2. 「計画の具体的施策で「実施する」と記述している施策は、本計画期間に速やかに実施するものであり、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討していくものであり、検討結果が出た時点で、整備計画の変更を行うものとする。」と説明されている。これによれば、「実施する」と記述している施策は、「速やかに実施する」(速効性が求められるという意味で実施を優先すべきこと)なのであって、PDCA サイクルによる点検・評価の対象にはならないということのように解釈できる。この解釈が妥当なのか、それとも「実施する」と記述している施策も、PDCA サイクルによる点検・評価の対象とすると解釈するのが妥当なのか。そのいずれかによって、これまで議論してきた個別の施設整備は「実施する」としていても、5年程度の点検期間での進捗状況や社会状況の変化によっては、必要に応じて見直しがあり得ると判断されることになる。
3. PDCA サイクルによる点検・評価を真に実践可能にするためには、事業評価システムを明確化するとともに、点検・評価の基準や、計画の5年程度の達成目標や達成方法を事前にルールとして決定し、導入することが不可欠になる。
4. 節水型社会を目指す記述の中で、「異常渇水時には、ハード・ソフトの両面で対策を講じる」とあるが、「ソフト」の対策を具体的にどのように担保するのかについて、達成目標や達成方法を明記した「行動計画(action plan)」が骨子として欠如している。このことは、水需要管理に関わらず、治水における土地利用対策や情報サービス施策、環境における順応管理(adaptive management)のスキーム導入などにおいても当てはまる。

「説明責任」という言葉の使い方についての本委員の違和感と意見

当委員会では、現段階において、「河川管理者は十分な説明責任を果たしていない」という意見が大勢を占めているように判断されるが、本委員は、必ずしもそうは考えない。

これまでの膨大な質問項目に対する河川管理者の回答作業にかけた時間と労力は膨大なものである。この意味では量的な説明責任はそれなりに為されたとも考えられる。しかし質的に高い、効果的な説明が委員になされ、適切なやり取りができてきているかという意味では、必ずしもそうではないと、本委員も判断せざるを得ない。しかし、それはむしろ説明が説得的ではない、つまり「説明の説得性」が相当に不足しているということではなかろうか。

しかしながら指摘すべきは以下の点にあるのではなかろうか。本委員は以下の点で河川管理者のこれまでの応答は肝心なところで、「ある種のぼかしやズラシ」を繰り返しており、それが温度差はあるものの、各委員に対しても共通にコミュニケーションが円滑に進まない苛立ちを引き起こしていると考え。つまり「論点があまりかみ合っていない」という感がいなめない。特に、河川管理者は治水・利水・利用の考え方を転換するために積極的な施策を推進するという明確な意思と具体的な方策を提示していない。

なお「説明責任」がどこまで達成されたのかという議論は、PDCAサイクルをふまえた点検・評価システムの整備と、そのための情報が適切に開示されることが不可欠であり、計画の達成目標や達成方法が事前に示され、それをモニターし、点検・評価する基準がルールとして安定的に適用される条件が整えられることが必要である。このようになって初めて第三者の目からある種の客観性をもって「説明責任の妥当性」が判定できるようになると期待される。その意味では、本流域委員会の議論がそのような枠組み・ルールづくりに今後活かされて初めて、将来は、より適切な形で「説明責任は十分に(量的・質的に)なされたか」が問えるのだと考える。本委員会はこのような観点からの提言も盛り込むのが良いのではないかと考える。

**納税者・住民は、もう許さない！国交省・近畿地方整備局に説明を求める。
不正防止事案再発防止検討委員会を淀川水系流域委員会に設置を！**

1. 国交省キャリア2人逮捕

国営公園談合事件 入札妨害の疑い（2／23新聞報道）

2. 国営飛鳥歴史公園で談合の疑い（近畿地方整備局管轄）

大阪地検特捜部捜査 関係者再逮捕（再掲）

3. 71回委員会参考資料1 NO927続報意見

官製検討委員会では談合防止はできない！

記者クラブ資料配布 近畿地方整備局20／2／6 20：50

「第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の議事概要について」
全文（再掲）

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

近畿地方整備局
資料配付

配布	平成20年2月6日
日時	20:50

件名	第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会の議事概要について
----	---

概要	本日開催された「近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会」の議事概要を配信します。
----	---

取り扱い	—————
------	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 豊岡市政記者クラブ
------	------------------------------------

問合せ先	近畿地方整備局	小林主任監査官
	代表電話	06 - 6942 - 1141 (内線2114)
	直通電話	06 - 6946 - 0935 (夜間)
	総務部	上田総括調整官
	代表電話	06 - 6942 - 1141 (内線2212)
	直通電話	06 - 6946 - 0329 (夜間)
	企画部	岩崎企画調整官
	代表電話	06 - 6942 - 1141 (内線3112)
	直通電話	06 - 6946 - 9879 (夜間)

第2回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の 議事概要について

平成20年2月6日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)

上田総括調整官 内線(2212)

岩崎企画調整官 内線(3112)

TEL 06-6942-1141(代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年2月6日(水) 17:40～19:50

(開催場所)

大阪マーチャンダイズ・マートビル 2階 1・2号室

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設) 副局長(港湾) 総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護士)

吉川 吉衛(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

布村局長挨拶

本日も外部委員の方々には、お忙しい中、前回に引き続きご無理を申し上げ、こうした夕方時間で恐縮ですがご出席賜りありがとうございます。

2月2日には、既に逮捕された職員と業者が起訴保留のまま再逮捕され、同一業者の方が新たに逮捕されました。これまでも申し上げているように、極めて遺憾なことであり、水害の被災者をはじめとした地元の皆様、国民の皆様にお詫びしたいと思います。徹底した究明のための調査を行うとともに、二度とこのようなことが起きないような再発防止策を確立していきたいと思っております。

現在、前回の委員会でいただいた意見も踏まえ、契約関係の資料調査等を進めています。また、これまで警察から、「職員や関係業者の事情聴取等の捜査に支障があることについては厳に差し控えて欲しい」との要請がありましたが、1月30日に警察から「職員及び

沖野工務店以外の関係業者に対する事情聴取等の調査をしてもらってもよい。」との了解を得たことから、関係職員及び関係業者に対する事情聴取を開始したところです。

収賄容疑で逮捕された職員については、接見もできない状況にあり、現在のところ、職員をはじめとする関係者からの事情聴取を始めたばかりで、事実関係が判明していないところが多々ございます。本日の委員会では、現在の調査状況等を報告させていただき、徹底した事実関係の究明のために追加すべき調査・検討項目について御議論をお願いしたいと思います。また、全般にわたる再発防止策については、年度末を目途に中間とりまとめをお願いしたいと考えておりますが、今からでもすぐにできることについては、当面の再発防止策として取りまとめ、速やかに実施したいと考えており、このことについても審議をいただきたいと思っております。

1 回目の委員会でも申し上げましたように、全職員が一丸となって再発防止に取り組むことが必要であると考えており、事実関係の徹底した究明のもと、二度とこのようなことが起きないように、具体的かつ実効性のある防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかり対応していく固い決意でございますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

なお、本委員会の審議内容と直接関係することではありませんが、円山川沿川の地元の方々からは、今回の事件で一連の水害対策が遅れないか心配される声が多く出されておりますが、遅滞することのないよう、整備局をあげて最大限の努力をしていくこととしております。

議事

(1) 現在の状況について事務局より説明。

- ・ 1月28日付けで、中村豊岡河川国道事務所長を企画部付とし、現地で捜査協力や報道対応に専念させる人事を発令。事務所長は、細川環境調整官が兼務する。
- ・ 1月30日に兵庫県警から沖野工務店以外の業者及び整備局職員に対し、整備局として調査を開始することについて了解を得、2月4日から関係職員に対する事情聴取を開始した。
- ・ 1月30日、31日にカウンセラーを豊岡河川国道事務所に派遣した。
- ・ 2月2日、兵庫県警に逮捕拘留されていた豊岡河川国道事務所職員が(株)沖野工務店からの収賄容疑で再逮捕された。また、同日、新たに同工務店社長が贈賄容疑で逮捕され、同工務店営業部長が同容疑で再逮捕された。

(2) これまでの調査状況及び調査結果、今後の調査・検討の進め方について事務局より説明。

- ・ 調査対象の工事数、調査項目数が多いため、段階的に調査を行うこととした。
- ・ 書面の調査として、まず変更額の大きい工種を含む工事(全体74工事のうち59工事)について、書面により積算の適正性、変更契約の理由の妥当性、変更手続の適正性に関する一次調査を実施した。その結果、現時点で水増しと思われる不適切な積算は見受けられないが、確認不足の項目や書面上確認できない項目が存在した。
- ・ 一次調査対象外の15工事の単価・数量・工種の根拠等の調査を実施するとともに、検査手続のプロセス及び一次調査で抽出した疑問点、不明な点を明らかにする

ための詳細な調査（書面では確認できない変更理由の妥当性、単価、数量、工種の根拠、追加・変更した工法／材料の選択理由、変更手続のプロセス、検査手続の実施状況等について、関係者（職員、業者）から事情聴取）を行う。

- ・業者選定の公正性、総合評価落札方式の評価の妥当性について書面上の調査を行ったところ、現時点で業者の選定、総合評価の評価について、不適切なものは見受けられないが、書面上確認できない項目が存在した。
- ・業者選定手続き及び総合評価落札方式については、現時点で特に問題は見られない。一部の定性的な項目についてその考え方を事情聴取により確認する。
- ・藤田係長が担当していた工事について、設計、積算、契約、工事監督等の業務上、何らかの関係があった関係者（職員、業者）から事情聴取を行う。

【主な意見】

- ・予定価格漏洩については未調査であり、問題の有無について、現時点では判断できない。
- ・積算の適正性、業者の選定及び総合評価落札方式の評価の妥当性については、現時点までの調査で、特段の問題があると見受けられる点はない。
- ・変更理由の妥当性については、書面上だけでは十分確認できないため、事情聴取による補完が必要。
- ・事情聴取の対象は、原則として職員、業者とし、特に必要が生じたとき、第三者の意見を聞くこととしてはどうか。
- ・当面の調査項目としては、妥当なものとする。今後必要に応じて追加していけばよい。

（３）当面の再発防止策について議論。次のような意見があり、引き続き検討していくこととされた。

【主な意見】

- ・変更契約額が３割を超える場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・昨年１０月に改正、強化した「発注者綱紀保持規程」の更なる周知徹底すべき。
- ・事務所レベルでのコンプライアンスの強化対策を検討すべき。
- ・整備局に通報制度（内部・外部）の創設を検討すべき。
- ・職員が業者と単独で接触する場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・談合防止に向けた対策の強化を検討すべき。 など

（４）その他

- ・資料２－２の別紙２及び資料２－３の別紙１から６については、警察の捜査への支障を確認する必要があるため、資料の公開について警察へ確認を行った後、公表すべき。
- ・外部委員から不祥事等に関する警報装置の業務システムへの組み込みについて説明があった。

次回日程

- ・２月下旬を目途に調整。

「不正事案再発防止検討委員会」では、国交省職員の談合・収賄体質はなくせない。
日弁連等外部セフティーネット機関設立で真相究明を！

キーワード:情報公開・不作為(追加)

添付資料2 / 28 20:00 近畿地方整備局記者発表資料
及び前回の発信資料とホットライン資料で意見とします。

第3回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の 議事概要について

平成20年2月28日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)
上田総括調整官 内線(2212)
岩崎企画調整官 内線(3112)
TEL 06-6942-1141(代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年2月28日(木) 16:30~18:30

(開催場所)

大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)5階 大会議室2

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設)、副局長(港湾)、総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道
路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護
士)

吉川 吉衛(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

○布村局長挨拶

外部委員の方々にはたいへんお忙しい中、日程等についてあわただしくお願いしている
にもかかわらず、ご出席賜りありがとうございます。

豊岡河川国道事務所の平成16及び17年度発注工事に関して、同事務所の藤田係長が
1月14日に株式会社沖野工務店からの収賄容疑で逮捕され、2月2日には起訴保留のま
ま再逮捕されましたが、2月22日に同容疑により神戸地方検察庁によって起訴されま
した。また、2月25日には平成17年度の別の工事に関しての収賄容疑で再々逮捕されま
した。なお、現在のところ、起訴にかかわる公訴事実については、概要のみ確認が出来て
いる状況です。

本委員会は、徹底した事実関係の解明と実効性のある再発防止策の検討を目的としてい

ますが、まず、事実関係の解明については、1月30日に警察から「職員及び沖野工務店以外の関係業者に対する事情聴取等の調査をしてもらってよい。」との了解を得たことを受け、契約関係資料等の調査と併行し、関係職員30名、関係現場技術員6名及び関係業者64社に対する事情聴取を鋭意実施してきたところです。まだ、藤田及び沖野工務店についての事情聴取ができていないなどの段階であり、引き続き必要な調査を鋭意行うこととしておりますが、本日はこれまで行った調査結果についてご説明したいと思っております。

次に、再発防止策については、一定の事実関係の整理が終了した段階で、具体的かつ実効性のある抜本的な再発防止策の取りまとめを行い、さらに、その後、詳細な事実関係が明らかになった段階で必要な追加の対策を講じることとしております。しかしながら、今すぐにでも取り組むことが可能なことについては、速やかに実施すべきであると思っておりますので、「当面の再発防止策」としてとりまとめ、3月上旬にも近畿地方整備局の各部署に通知し、速やかに実施していきたいと考えています。

以上のように、本日の委員会においてはこれまでの調査結果と当面の再発防止策についてのご意見をいただくとともに、今後の調査や抜本的な再発防止策の検討についての進め方についてご議論をお願いしたいと思います。なお、本委員会とは直接関係するものではございませんが、関係者の監督責任等についても、詳細な事実関係が判明次第、法令等に照らし厳正な措置を講ずる考えです。

毎回申し上げていることではございますが、具体的かつ実効性のある再発防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかりと対応していく固い決意でございますので、委員の方々におかれましては、ご多忙の中誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきましてよろしくお願い申し上げます。

なお、今月23日未明に、元国営飛鳥歴史公園事務所長他1名が競売入札妨害の容疑で、大阪地方検察庁によって逮捕されました。新聞等の報道によれば、国営飛鳥歴史公園事務所の平成17年度発注工事に関するのですが、国土交通大臣からは記者会見などで「当省職員、とりわけ事務所長という重責にあった者が競売入札妨害の容疑により逮捕されたことは、国民の信頼を裏切るもので極めて遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。今後、捜査当局に対して全面的な協力を行いながら、事実関係の解明に努めるとともに、一日も早く国民の信頼を回復できるよう、再発防止に全力を尽くして参ります。」とのお話があったほか、国土交通省の全職員に対して綱紀保持に関するメッセージが出されました。私も大臣とまったく同じ気持ちです。

この事案については、後ほど概要を報告させていただきますが、本省では「近年のさまざまな取り組みを実施する前のこととはいえ、誠に遺憾であり、今後、捜査当局に対し全面的な協力を行い、事実の解明に努めるとともに、外部有識者からなる公正入札調査会

議において、先の水門談合事件を受けた改善措置及びその実施状況の検証と、更なる対策の検討を行い、一日も早く国民の信頼を回復できるよう取り組んでまいりたい。」との話がなされており、当整備局もこれに即した必要な対応をしていくこととしています。

○議事

(1) 第2回委員会開催後、現在までの状況について事務局より説明。

- ・ 1月30日に兵庫県警から沖野工務店以外の業者及び整備局職員に対し、整備局として調査を開始することについて了解を得たことから、関係職員及び関係業者に対する事情聴取を行った。

関係職員 2月4日から2月22日まで

関係業者 2月13日から2月25日まで

- ・ 2月22日に神戸地方検察庁が、沖野工務店からの収賄容疑で逮捕、勾留されていた豊岡河川国道事務所職員を、同容疑で神戸地方裁判所に起訴。
- ・ 2月25日に兵庫県警が、上記容疑で当該職員を再々逮捕。

(2) これまでの調査状況及び調査結果について事務局より説明。

- ・ 1月30日に警察から藤田係長及び(株)沖野工務店以外についての事情聴取等の調査の了解を得たことから、2月4日から関係職員及び関係業者に対する事情聴取を開始した。また、一次調査で補完が必要であった事項について書面の追加調査を行った。
- ・ 事情聴取の対象とした工事は、平成16～18年度に豊岡河川国道事務所において、藤田係長が当初・変更契約を担当した74件の工事全てを対象とした。
- ・ 関係職員及び関係現場技術員に対する事情聴取は、藤田係長が工事発注業務に携わった調査課、工務第一課在職時の事務所長、副所長、担当課長等の関係職員30名(退職者2名含む)及び関係現場技術員6名の計36名を対象とし、本局職員により2月4日～22日にかけて、予定価格の漏洩、設計、積算、変更手続き、業者選定手続き等について事情聴取した。
- ・ 関係業者に対する事情聴取は、藤田係長が発注業務に携わった(株)沖野工務店が受注した工事、1社のみが予定価格内で落札した工事、当初契約から30%を超えて変更契約した工事の入札に参加した64社を対象とし、本局職員により2月13日～25日にかけて、予定価格の漏洩、業者間の受注調整等の有無等について事情聴取した。
- ・ 藤田係長、沖野工務店からの事情聴取ができていない状態であるなど、まだ確認できていないところもあるが、事情聴取を含め内部調査により現時点で把握した事実関係を中間報告として取りまとめた。概要は次のとおり。
- ・ 予定価格を作成する元となる請負工事費は、役割分担上、担当課長が作成することとなっているが、その案の作成を藤田係長が行っていた。
- ・ 関係職員及び建設業者への事情聴取の範囲において、予定価格もしくは予定価格が類推出来るような情報を、関係する職員が外部に漏洩した事実及び漏洩を想起させる情報は確認されなかった。

- ・当初契約、変更契約時の積算内容については、標準単価や積算基準等に基づく積算が行われており、特に問題は確認されなかった。ただし、標準単価が無い場合、通常であれば特別な調査等により決定すべきところ、1社からの見積りで単価を決定しているものが一部の工事で確認された。なお、その単価自体は確認中のものを除き概ね適正な価格であった。
- ・請負者への工事の変更の指示は、本来文書による指示とすべきところ、その大半を藤田係長が口答で行っていたことが確認され、変更の指示文書が確認できないものが確認された。
- ・請負者への工事の変更の指示は、本来、総括監督員である事務所長等の了解のもと行うこととなっているが、事務所長等の了解を得ることなく、藤田係長の判断で請負者に直接行われていたものが確認された。
- ・新規工種の追加等の重要な変更がある場合は、その変更の必要が生じた都度、遅滞なく変更契約が締結されなければいけないところ、変更契約が締結されていないものが確認された。
- ・3割を超える増額変更がある工事について変更理由を確認した結果、対岸の堤防の補修工事が追加されている等、契約済みの工事と必ずしも一体不可分とは考えられないものもあり、別途契約されることが望ましい、もしくは、別途契約すべきであったと考えられるものが確認された。
- ・現在検査結果を整理中のもの、工事中のもの等を除き、検査手続きで特に不適切なものは確認されなかった。
- ・業者の選定は基準通り行われており、妥当なものと考えられた。
- ・総合評価落札方式の評価については同一の尺度、基準通りに評価されており、妥当なものと考えられた。
- ・沖野工務店が受注した一部の工事の工事発注時に、沖野工務店から「よろしく」との連絡を受けた業者があり、受注調整行為が行われた可能性は否定できないが、談合そのものの事実は確認されなかった。
- ・予定価格内応札者が1社等の入札情報への当時の対応は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足る事実が得た場合に調査を行うこととしており、それらに該当するとは判断していなかったため、特段の調査は行われていなかった。
- ・平成16年以降、藤田係長に関する通報が外部から数次事務所にあり、本人に確認したところ事実は確認されなかった。また、当時の上司から藤田係長に誤解を招くような発言は控えるようにとの注意があり、一部の事実概要については、豊岡南警察署に情報提供されていた。
- ・発注者綱紀保持規程及び強化内容について、所内会議、課内会議等を通じて、その内容を職員に周知、徹底しており、1名を除きほとんどの職員が規程の内容を承知していたことが確認された。
- ・職員（藤田係長を除く）と業者との間の不適切な関係や金銭の授受は確認されなかった。
- ・藤田係長について、特定の業者と関係がある、業者と酒席を共にした、金品の授受があるという噂を聞いたことがあることが複数の業者から確認された。

- ・「藤田会」の存在は確認できなかったが、関係する業者からの事情聴取の中で、噂を聞いたことがあるとの発言があった。
- ・藤田係長は係員、現場技術員を連れて飲食をしていたが、支払は全て藤田係長であったとことが確認された。

(3) 再発防止策について事務局より説明。

○「当面の再発防止策(案)」について

本委員会におけるこれまでの検討結果を踏まえ、今すぐにでも取り組むことが可能な対策として、以下の項目について3月初旬に整備局内に通知し、速やかに実施に移していく。

- ①秘密の保持、事業者との応接方法、不当な働きかけ等の報告等を定める発注者綱紀保持規程の周知徹底を図るため、すべての部署において「発注者コンプライアンスミーティング」を四半期に一回定期的に開催する。
- ②公表前の予定価格、入札参加業者名等入札談合につながる秘密情報の外部への漏洩を防止するため、事務所長会議等様々な場面において、厳格な情報管理について徹底する。
- ③競争性の一層の向上を図るため、工事の難易度に応じ、当該ランクの業者に加え、上下ランクの業者にも入札参加資格を付与することで参加可能業者の拡大を図る。
- ④工事変更内容の妥当性をより確実に確認するため、変更見込み金額が当初契約額の3割を超えるおそれがあるもの等規模の大きい変更契約については、元工事と一体不可分であるかについて事前に本局の確認を得る。
- ⑤変更契約手続きを文書により確実にを行うようにするため、工事の変更に際し、文書による指示書、協議書が無いものについては、契約変更の対象としないこと等を特記仕様書に明記する。

【主な意見】

(全般)

- ・事案の全容が明らかになっていない段階ではあるが、不適切な変更契約手続き等、調査において判明した看過できない問題については、早急に対策講じるべき。

(①について)

- ・「コンプライアンスミーティング」においては、適宜アンケートを実施し、参加者に自由な記述をさせることも有効な手法である。
- ・ミーティングの開催結果については、報告をさせるべきである。
- ・ミーティングの進め方として、1回目は発注者綱紀保持規程の周知・徹底を中心にを行い、2回目以降に具体的事例を踏まえた議論を行うなどとしてはどうか。

(③について)

- ・入札参加可能業者の拡大により、競争性の向上につながるのではないか。

(⑤について)

- ・監督職員から不適切な指示があった場合には、請負業者から報告できる旨を特記仕様書に明記すべきではないか。

○「更なる改善措置についての検討項目(案)」について

一定の事実関係が整理できた段階で取りまとめを予定している「再発防止策」については、「当面の再発防止策」に加え、更なる改善措置として、以下の項目について、引き続き検討を行う。

- ・ 出先事務所を含めたコンプライアンス体制の確立
- ・ 近畿地方整備局版の通報制度の創設
- ・ 積算過程における予定価格を類推させる情報の秘匿性の向上
- ・ 入札後に予定価格を決定する入札方式の導入
- ・ 予定価格内1社入札等の情報を本局で集約し定期的に公表
- ・ 入札契約に係る情報の一元化と定期的な分析評価の実施
- ・ 平成20年度新設の品質確保課等を活用した内部チェック体制の強化
- ・ 段階確認の頻度増加等による監督、検査業務の強化 など

【主な意見】

- ・ 実施にあたって、既存システムの改造を伴うものについては、若干時間をかけて検討する必要がある。
- ・ 出先事務所のコンプライアンス体制の確立は急務であるが、制度設計をきっちり行った上で実施すべき。
- ・ 民間企業では、「コンプライアンスリーダー」は「トップ」でなく、「ナンバー2」を選ぶことが望ましいとされている。
- ・ 予定価格の事前公表については、導入している自治体においても、その見直しの動きがある。入札後に予定価格を決定することは予決令上、可能ではないか。

(4) その他

- ① 「近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」設置趣旨の改正について事務局より説明。
 - ・ 委員会の設置趣旨を豊岡事案に限定したものから、整備局全体を対象とするものに改正する。
- ② 国営飛鳥歴史公園事務所における不正事案の概要について事務局より説明。
 - ・ 2月18日、大阪地方検察庁が、(株)榎峯建設社長を国営飛鳥歴史公園事務所発注工事に係る談合容疑で再逮捕（同社長は1月28日、奈良県高取町発注工事に係る競売入札妨害容疑で逮捕されていた。）。
 - ・ 2月20日、近畿地方整備局が、(株)榎峯建設社長が奈良県高取町発注工事に係る競売入札妨害容疑で逮捕されたことを受け、同社を指名停止措置。
 - ・ 2月22日、近畿地方整備局が、(株)榎峯建設社長が国営飛鳥歴史公園事務所発注工事に係る競売入札妨害容疑で逮捕されたことを受け、同社を指名停止措置。
 - ・ 2月23日、大阪地方検察庁が、元国営飛鳥歴史公園事務所長ほか1名を競売入札妨害の容疑で逮捕。

○次回日程

- ・ 次回日程については調整する。

悔力を(て来たにもかわらず 私達住民は
残念であります 私達の無視されるの
でどうか、1日も早く覚悟を片願
致します

H20.3.10日

伊賀市川上

古川喜道

淀川水系流域委員会様

平成20年3月1日

川上ダムの本体工事早期着工を求める意見書

私たち地域住民は、昔から度重なる大水害に苦しめられてきました。同じ年に二度も三度も地区大半の家屋が床上浸水し、壁の乾く間もなかったことを身をもって体験しています。そして二十八年災害では、致命的なダメージを受けました。

さて、過去において私どもの地域では、安政二年には二度の大水害、明治三年九月の大水害（午年の水害）と、家屋の流失、水死者も出ました。

これら過去の大水害でも深いダメージを受け、我慢の限界に達した住民らが、苦しみの中から立ち上がり、もっと高いところへ移ろうと行政に陳情を重ねた結果、現在の地、明治屋敷に城跡一万二千歩余りを譲り受け、国からわずか四千円の助成を受け、村を上げての“出合い”による集団移居を決行したのです。そして明治十年七月、四年がかりで避水移居が完了しました。

これで、家屋だけでも水害から回避できたかと思ったのもつかの間、今まで以上の河川の氾濫が起り、田畑の浸水は面積を広げ、やっとの思いで移居した住居にも襲ってきたのです。その時の私たちの祖先の気持ちを思うと、さぞや悔し涙を流したことでしょう。原因はやはり岩倉峡と青山から流れてくる雨水の氾濫による大洪水でした。

過去何回かの住民対話集会意見交換会の中で、私たちが訴えてきたように、岩倉峡が堰になり、大雨のたびに青山方面から流れてくる大量の雨水が氾濫して逆流する危険に絶えずさらされております。

岩倉峽の開削ができればよいのですが、木津川下流の大阪が反対していることも承知しております。過去の国との話し合いの中で「岩倉峽の開削はできないが、青山に川上ダムを建設する事と、遊水地を作ることで、木津川上流の水量調節は可能だから、遊水地の協力をしてほしい」との呼びかけに対し、藁をもすがる思いで国の方針を受け入れ、流域周辺の4地区で250ヘクタールという広大な田畑を遊水地として協力してまいりました。

遊水地は個人の土地にもかかわらず、地役権設定で土地利用において規制があり、大きな支障をきたしていますが、その遊水地事業自体も堤防工事が遅々として進んでいないのが現状です。

今後、地水面においても利水面においても川上ダムが絶対必要です。住民の生命と財産にかかわることです。いつまでも時間をかけて、議論をされるのは疑問を感じます。流域委員会方々も水害で苦しんできた地元住民の声、実態を真摯に受け止めていただき、川上ダム本体工事早期着工のご決断を一日も早く出していただきたくお願い申し上げます。

上野遊水地連絡協議会副会長
佐治行雄

2008. 3. 5

佐川克弘

天ヶ瀬ダムの利水容量他について

私は、河川管理者に対して、（１）天ヶ瀬ダムの利水容量と（２）京都府の水需要の精査確認について、添付別紙の通り質問中です。本日現在回答は未着ですが、京都府と大阪市の水利権を交換することによって、ダム利水容量を治水容量に振り替えることが出来るとすれば、宇治川・淀川をより安全に方向づけられるのではないのでしょうか？

貴委員会としてもご検討下さるようお願いいたします。

以上

2008. 2. 21

佐川克弘

天ヶ瀬ダムの利水容量に関する質問

- 1) 現在、天ヶ瀬ダムの水道用水利権は京都府に与えられている $0.9 \text{ m}^3/\text{s}$ (確定= $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、暫定= $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$) だと思いますが、ダムの利水容量 (洪水期及び非洪水期) を教えて下さい。
- 2) かつて、京都府に与えられた水利権は $1.104 \text{ m}^3/\text{s}$ でしたが、そのときのダムの利水容量はどのように運用されていたのですか。教えて下さい。
- 3) 天ヶ瀬再開発に伴い、現在暫定水利権として許可されている $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ が確定水利権となった場合、利水容量は1)の答えと同じになるのですか。もし変更されるのであれば、確定水利権に対応するダムの利水容量を教えて下さい。
- 4) 京都府が獲得していて未利用の水利権 (桂川= 0.28 、木津川= $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 計 $0.58 \text{ m}^3/\text{s}$) を、琵琶湖開発で水利権を獲得している水利使用者 (例えば大阪市) と交換した場合、天ヶ瀬ダムに残る京都府の水利権は $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ のみとなりますが、その場合ダムの利水容量はどうなるのでしょうか。また仮に利水容量を現状よりも減らすことができるとすれば、減った容量を治水容量として利用できるのではないかと思います。貴局の見解をお示し下さい。

以上

川に必早期着工の希望

ダムに対する意見が長期に亘り今日に着工の発表が
有りません 私達水没者は 国交省の要請を泣きの涙
で受けました 最近の話では基本計画の見直し
との意見が有りです 流域委員の席上で何時も
私達水没者対策は格別なされて居りません

心害に 合いません 官本部長さんが平成10年3月 鮎村武
又17年1月6日 平成17年又4月9日 3回の席上にて
1日も早く完成するとの事を言われましたが 今日に着工の
様子が見られません 私達は建設省 信託 信用 要請を
受け入れましたが 今の現状は いかかでは 正直物か
ばかを見たとの事で 今見直しにでもなれば
先祖や先は 四方に なんと 清々び した まいでは いか
今 現地では 雑草が人の背よりも高くなり 猪の住
家になって居ます 残念で なりません 霊休の改葬迄も
行い 想像に 絶する事が 有りました 無言のま、ア、ア、ア、
も涙を浮かべ 作業が つまづける場面が 有りました
私達は 此んな っふい、みさん 事まで 17迄 ダムに

近畿地方整備局殿

2008. 2. 21

佐川克弘

京都府の水需要の精査確認に関する質問

- 1) 貴局はH18. 6. 25第7回利水・水需要管理部会審議資料1-1「平成17年度事業進捗状況報告」(以下状況報告という)において、京都府の水需要の“精査確認結果”を報告されました。この“精査確認結果”に基づき、天ヶ瀬再開発における京都府利水参画を是認しています。

つきましては「状況報告」p8において、①計画取水量と④整備済み浄水場との差(木津浄水場=0.3、乙訓浄水場=0.28m³/s)について、どのように“精査確認”されたのか。教えてください。

- 2) 未利用の水源0.58m³/sを何らかの方法で宇治浄水場で活用させれば⑨の答えは2.06m³/sとなり、見直し需要に対する過不足量Dは0.09m³/sとなります。

私は「何らかの方法」としては琵琶湖開発で水利権を獲得済みの利水使用者と京都府との間で水利権を交換するのがよいのではないかと考えますが、この案に対する貴局の見解をお示し下さい。

- 3) 京都府に限らず一般に利水使用者の需要予測は過大になりがちです。次の項目についてどのように“精査確認”されたのか教えてください。

ア) 人口→国立社会保障・人口問題研究所の予測と何故乖離しているのか。

イ) 負荷率→過去10年間の実績値は？またそのトレンドと京都府が適用した負荷率(79.4%)と何故乖離しているのか？

ウ) 一人一日最大給水量→過去10年間の実績値は？またそのトレンドと京都府が採用した462リットルと何故乖離しているのか？

エ) 乙訓地区では本来京都府が企業に供給すべき工水が上水に統合されました。京都府に限らず工水は一般に水余り状態ですが、統合された上水を企業が(当初計画通り)受水すると認識していますか？

オ) 第72回委員会参考資料1 意見書No. 941「一年間に14億円ボロ儲けした京都府営水道」に対する貴局のご見解をお示し下さい。

以上

通し番号: 153

利水者の水需要の精査確認

●進捗状況(京都府の水需要調査)2/2

※ H18 6/25 ナク回利水・水需要管理課 (審議資料1-1)

985 佐川克弘氏

京都府営水道における水源確保の必要性について

(数値の単位はm³/s)

名称		宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場	合計
計画取水量 ①		1.2	0.9	0.86	2.96
水源	確保済み水源②	0.3	0.9	0.86	2.06
	新規開発水源③	天ヶ瀬再開発:0.6 丹生ダム:0.2 大戸川ダム:0.1	—	—	0.9
整備済み浄水場 ④		1.2	0.6	0.58	2.36
確保済み水源と整備済み浄水場の両方が確保されている量 ⑤		0.3	0.6	0.58	1.48 ⑨
平成13年取水実績 ⑥		0.96(暫定水利権有)		0.35	1.73
取水実績(⑥)に対する施設(⑤)の過不足量 ⑤-⑥:A		△0.66	0.19	0.23	—
現状での応援(木津系→宇治系)を考慮した過不足量 B		△0.47		0.23	—
宇治系・乙訓系連結後の応援(木津系、乙訓系→宇治系)を考慮した過不足量 C		△0.24			—
京都府見直し需要 ⑧		2.15			—
見直し需要に対する過不足量 D		△0.67(⑨-⑧)			—

宇治系と木津系はすでに連結 宇治系と乙訓系は平成21年度連結予定(浄水)

- (A) 浄水場間の応援がない場合: 宇治系で0.66m³/s不足
 - (B) 現状における応援(木津系→宇治系)がある場合: 宇治系で0.47m³/s不足
 - (C) 宇治系・乙訓系連結後の応援(木津系、乙訓系→宇治系)がある場合: 宇治系で0.24m³/s不足
 - (D) 京都府見直し需要に対する不足量(木津系、乙訓系→宇治系の応援あり): 全体で0.67m³/s不足
- いずれにしても新たな水源整備が必要(なお、別途利水安全度についても考慮する必要がある)

私は水没住民です

今から約 44年前 建設省の役人
が たとえて 国が人間の共同体であれば
我々の川上が 目玉一つにも及ばない
目玉一つぐらい つぶしてもしかたが
ないと言た事が 今でも忘れません
私達が 移転して 約 10年にも
なります 早急に着手して 完成の
様子を この目で 見たいものです

早期着工をお願いします

平成20年3月6日

青山町川上

東 典宜

平成20年3月5日

川上ダム建設予定地
直上流住民
種生地区 平田 忠幸

川上ダム建設早期完成を望む

川上ダム建設計画が当時の建設省より発表された当時は、川上地区はもちろん当時の青山町全体がダム建設に猛反対の意見が出され暗唱にのりあげましたが、建設省の上野地区及び淀川下流住民の生命と財産を守るための度重なる折衝（説得）に青山地区、特に川上地区の住民は涙をのんだのであります。

1967年建設省はダム建設予備調査を開始、それから40年が経過しました。未だにダム建設の予定も立っていません。

この間ダム予定地直上流の生活道路は置き去り、台風シーズンには命懸けで生活主要道路としての悪路を通行することを余儀なくされたのであります。

計画通りであれば2004年には完成しているはずであった。

こうした中、ダム建設に対する法律に「環境」と言う文言が加わり遅れに遅れが加わったと聞いております。

専門家の「委員会の意見」を聞くのはこれから計画されるダム事業についてで有れば理解出来ますが、既に建設予定され川上住民は「墓」まで掘り起こし移転、ダム建設予定地の立木は切り倒され耕作地は荒れ放題の現状で、川上ダム本体工事に取りかかる寸前の状態になってダムは不要とか、環境はどうか、洪水の堤防補強等と何故そんな方向に話が進むのか理解できません。委員会の横暴としか思えません。

「淀川水系流域委員会」を立ち上げ5年間もの間、私もこの委員会には何度か傍聴に参りましたが、その道の専門家とは言え、前にも進まぬ議論ばかりがされているように思えました。いいかげんに川上ダム建設の結論を出されてはどうかといらだちさを覚えました。

ここまで進んだ川上ダム建設予定「川」「山」の環境調査も進んでいるようであります。ダム建設反対の住民はごく一部の人達、地域住民の殆どの皆さんがダム建設早期完成を待ち望んでいます。一刻も早いダム完成をお願いいたします。

意見書

2008年 3月 4日

淀川水系流域委員会 殿

伊賀市 古川 光彦

淀川水系河川整備計画案の川上ダム早期着工と、完成の立場で意見申し上げます。

木津川上流域では、現在に至るまで伊賀盆地では多数の災害がありました。その対策として岩倉峡開削を論議して来たが、下流域（大阪府、京都府）と、当時の建設省と当地域の人々と利害調整の結果、上流部にダムと伊賀市内に遊水地を作ることをセットとして、建設することで対応出来ると計画されました。この間約40年の歳月を費やしましたが、いまだ完成の運びになっていません。遊水地の地権者、ダム建設予定地の方々も、大切な私有財産を提供し、全村を挙げて移転、地役権設定登記も完了しています。その間環境問題等も含めて論議しつつ2008年になりました。この事業を一日も早く、着工、完成させ水害から生命財産を守ることを切望します。又ダム本体の規模も、地球温暖化による集中豪雨、大型台風等も考えられるのでそれに耐える様縮小せずに当初計画された様に施行してください。

前略

私は直下流（川上ダム建設）に住まいする者として意見を言わせてもらいます。

私達は最初はダム建設に対して絶対反対でした。しかし、下流の治水、利水のためどうしてもダムを建設したいと国から要望され、先祖代々受継いでいる畑・山林を（売却）手離しました。それが平成九年十一月のことです。

それから十年以上経っています。私達は昨年十二月迄に三者の意見が決まり、この一月と三月に国がまとめ四月からダム建設にかかるというつもりで思っておりまして。今ごろダムを「する」ない」と原点に立った議論をされるか理解に苦しみます。

ダムを建設するかしないかは二十年前に決めて、それから地元住民に理解を求めろのが本来の筋ではないかと思えます。現時点ではダム建設が六割りや七割も進められている中であらうと切りをされるのは、地元住民をないがしろにして、いふおちと思われていかんありません。

No.1

ありません。どうか公平なる見地から検証を
れ、^{是非に}地元の意見も取り入れ、あ、良かったら
と思われます結論にもっていかれますことさ
願っています。

平成二十年三月三日

伊賀市青山町根住民 藤永幹夫

平成20年3月3日

淀川水系流域委員会 様

三重県伊賀市

西山甲平

川上ダム建設促進についての意見

私たちは木津川上流に位置し、古来より洪水時には岩倉峡によって堰上げられるため、常に浸水被害を被ってまいりました。明治以来災害のその都度狭窄部である岩倉峡の開削を要望し続けてまいりました。

しかし、昭和42年木津川上流が直轄区域に編入され、旧建設省が木津川下流の堤防が脆弱であるため開削せずその対策として、上野遊水地+川上ダム+河床掘削のいわゆる「三点セット」で上野地区における治水対策をすとの方針（約束）を示されました。

私たちは、なぜ下流の犠牲にならないのかと反対し、隣人はもとより家族にいたるまで賛否について争いましたが、度重なる浸水被害がなくなるのであればとの思いから、その約束を信じ美田を遊水地にすることに同意したのであります。また、川上ダムによって水没する予定の川上地区住民においては、下流のため先祖の土地から地区民全員が移転という苦渋の決断をしました。そのために先祖の墓地を涙しながら掘り起こすという苦痛に耐え、既に移転・離村式も終えております。

川上ダムに代わる治水対策（代替案）については、既に遊水地掘削案・新遊水地案・水田活用案・ため池活用案等々十二分に検討され、何れの案も地権者の同意は得られる見込みもなく、また、莫大な費用が必要であり「三点セット」に勝るものはありません。

また、大阪市が青蓮寺ダムに持つ水利権を伊賀市に譲渡するような議論が行われ

ているが、青蓮寺用水幹線水路はいろんな状況から活用できないことは明らかであります。

全国各地では、全く予期せぬ降雨による大災害が頻発しています。伊賀市においてもこのような災害がいつ起きるか分かりません。一刻も早く木津川上流地域で生活する私たちの生命・財産を守っていただくため、上野遊水地の完成及び川上ダムの早期着工・完成を願っております。

淀川水系流域委員会 様

伊賀市 藪内和雄

上野遊水地・川上ダムの早い完成を願う

木津川上流に位置する上野地区は、岩倉峡という狭窄部を有しているため、大雨の度に浸水被害を被ってまいりました。特に昭和28年8月の豪雨及び9月の台風13号では私たちの生命・財産に未曾有の被害を被りました。

私たちは、度重なる被害を解消するため岩倉峡の開削を幾度となく行政に対して要望し続けてまいりました。

そうした中で、昭和42年に当時の建設省が岩倉峡を開削すると下流域の堤防が脆弱であり洪水に耐えられず決壊し、人口・資産が集中している下流周辺は洪水による壊滅的な被害が出るため開削できない。その代わりに上野遊水地と川上ダムとで上野地域における治水対策をすとの約束があったので、止むを得ず地役権（遊水地）設定に同意したのであります。

しかし、地役権を設定したことにより、農地以外に用途がない土地となり、農業経営の現状を考えた場合、将来建物が建てられないなど土地の有効利用ができず、所有者を含め地域の発展を大きく阻害しています。

このような犠牲の上で進められてきた伊賀地域における治水対策である上野遊水地及び川上ダムは大きな被害が起きるまでに、とにかく一刻も早い完成を願っております。

NO1

420.3.1

淀川水系流域委員会
様

京都府宇治市

安堂 勉

拝啓 増々御清栄 お喜び申し上げます。

さて小生昔から宇治川沿いに住んでいる72才の一人です

先日 08年1月実行の淀川水系流域委員会の二コース

ツアーを拝見させて頂きました。(No.55)

小生が特に興味を持って見たのは淀川、宇治川、木津川、桂川の
治水についての考えです。

3、4年前に国土交通省の天ヶ瀬ダム再開発について

1,500 $\frac{1}{5}$ 放流について参加致しました。最近の会合は委員会の委員で行われていますが今の当時を
経験した者、を加えればもっと意味があると思われず。水の放流で1,500 $\frac{1}{5}$ とか1,100 $\frac{1}{5}$ 等の数値が出ていますが1,500 $\frac{1}{5}$ であれば、それを仮定して治水を進めればよいと思う

結論から話しますと

1. 1,500 $\frac{F}{S}$ の放流は天ヶ瀬ダムは無理と想います

よってバイパスが必要。

2. 1,500 $\frac{F}{S}$ 放流した場合堤防の補強

3. 宇治川上流の川底の石、砂の排除

以上が必要となり、これには琵琶湖が大きく関係してきます。

特にこの中で大日の大川ダム、丹生ダムを加え

これらが宇治川の流量、最大量で何時間耐えられか予測して見たいと思います。又最近琵琶湖の

支堰の全壊から開放と言った話が出てきています。

これも琵琶湖が宇治川だけの流量ではなく木津川、桂川の流量も同時に考えるべきだと思います。

もし宇治川が決壊すれば巨大な巨椋池になります

昭和28年で2,800戸が浸水したが現在は決壊は

久御山町で8,500戸、宇治市で30,000戸、京都市で10,000戸

合計約50,000戸が被害を受けると思われます。

最近のテレビ報道で北朝鮮では河底が上り決壊が

N03

数箇所が決壊が発生し危険性が大きいといわれております。

東京では荒川が決壊すれば銀座が浸水し大被害が出るという現在問題になっております。

又半国のニューオリンズの災害では今仮に家に住めずコンテナで生活している住民が多くおられます。

日本でも同様な事が起ると考えられますので、この事項を委員会でも十分検討してまいりたいと思っております。

以上

添付書類

1部

序台川 放水量予想图

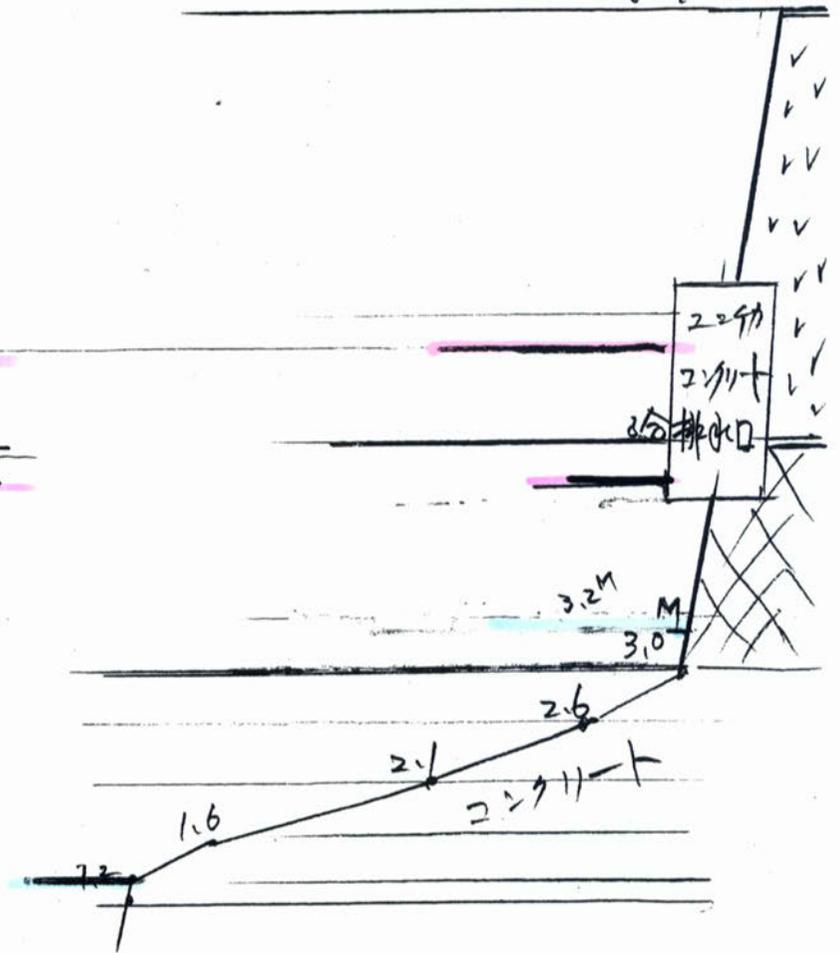
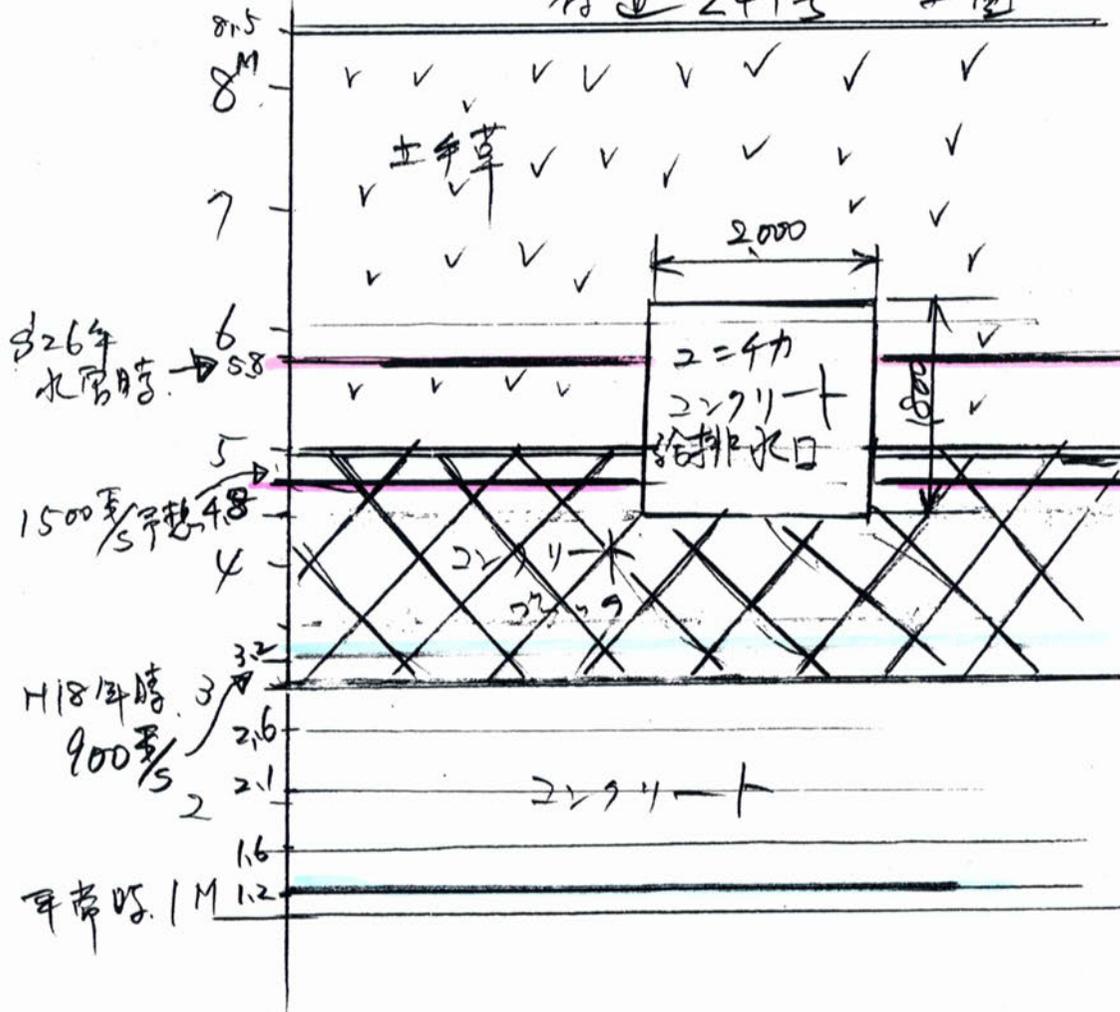
H.19.10.1 作成

Jay

工=4力里尻付近

存道 241号 上面

-  昭和26年時 1500 $\frac{m^3}{s}$ 予想
-  1500 $\frac{m^3}{s}$ 予想
-  H18年時 900 $\frac{m^3}{s}$



《 伊賀用水問題を考える 》

* 用水原価と水道料金 * 自流水取水可能 * 補う代替案 *
〔改訂版 原版 2008年1月25日「伊賀利水検討グループ」
事務局 浅野隆彦〕

2008年2月28日

伊賀利水研究会 代表・総括研究員 浅野隆彦

〔 はじめに 〕

近畿地整が第63回淀川水系流域委員会に示した「上野遊水地及び川上ダムの事業計画」説明資料に「大内地点の河川現況流量と正常流量の関係」(～河川流量が正常流量を下回る日数～)・・・[スライド番号 42]がある。この前ページのスライド41と合わせ、『河川維持流量を下回る日もあり、通年安定取水が必要な都市用水については、自流による取水確保は困難である。』としている。本当にそうであろうか。

昨年8月後半より、私の呼びかけに応じて下さった方々と「伊賀利水検討グループ」として、情報収集・現地調査・聞き取り調査・データ分析を続けて来た。実際にこの問題を突き詰めるとなれば大量のデータを含め大部の論文となるであろうが、それをこなす為の時間的余裕がないので、問題の核心である「伊賀用水の給水原価」と「新規水需要分の自流水取水が可能か」、もしもそれが足りない場合に合理的に補う方法はないのか、「補う代替案」と今は言うておくが、賢明なる方策を求めるものである。

〔 用水原価と水道料金 〕

日吉ダムの補給を受け、乙訓3市町に「浄水を卸売り」している京都府営水道においても「騒ぎ」が起きている。平成12年より給水され始めると各市町の水道事業は赤字に転じ値上げが相次いだ。それでも赤字から脱却できない。昨年、大山崎町は「供給過多」を訴え半分量への削減を求めたが、交渉決裂となり今後も深刻な事態は続くと思われる。住民からの不満が高まりつつある中で、「広域水道の功罪」が問われ、地方財政問題は更に深刻な方向に向かっていると言えるであろう。

伊賀用水問題も同根の問題であり、自前の水源を廃止して行く事が決して「安くつく」ものでもないことを示している。ここで伊賀用水の給水原価を推定した「意見論文」を以下にご紹介する。

< 伊賀用水の給水原価 >を考える

= 用水原価406円/m³を伊賀市はどうするか? =

〔 改訂版 原版 2008年1月8日 〕

2008年1月25日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

〔 はじめに 〕

此処に取り上げるのは、「三重県西部広域圏広域的水道整備計画」と言う名の「公共事業」で、一般に「伊賀用水」と呼び慣らしている「伊賀市」への供給を目的とする「広域水道」の問題である。川上ダムの計画に乗って三重県が企画し、伊賀地方の全てを一元化して「広域水道施設」にしてしまおうと言う企画であったが、名張市は引き、上野市、伊賀町、柘植町、青山町、大山田村、島ヶ原村の旧六市町村(現在は合併し伊賀市となっている)が参加することになった。

当初、将来見通しが甘く一日最大給水量を48,500m³としていたが、現在は28,750m³に見直している。配水管などの施設は平成10年より始まり、浄水場や取水設備などが進んでいるとこ

ろである。平成21年4月より給水開始するとして、川上ダムの完成が間に合わないので、0.16m³/Sの暫定豊水水利権を申請していると聞いている。

昨年12月20日、近畿地整はダム建設事業に関わる「事業費等」の発表を行い、「伊賀用水」が負担する「ダム負担金」の具体額が判明した。134億円である。三重県企業庁はこれを受け、伊賀市水道部との「協議」を年内に持ったが様々な課題が多く、これから解決への悪路をなんとでも乗り切らなくてはならないものの、頭を抱えているのが正直なところである。最大課題は「金」なのだ！伊賀市として、『伊賀市民が呑めない高額水道料金は、我々も呑めません！』としている。

筆者は三重県企業庁に「伊賀用水の給水原価計算書」を示すよう要請をした。しかし、『伊賀市水道部との話がつくまではお見せ出来ません。』としている。しからば、推定をして見せようと思うのである。

伊賀用水・給水原価 計算書（浅野推定）08・1・25
 （三重県西部広域圏広域的下水道整備計画）
 この計算は三重県企業庁の解説を受けたが、公認ではない。

- 条件
- 1) 三重県企業庁提供の「伊賀水道用水供給事業・全体事業計画の財政表」に拠る。4ページに〔表-C〕として示す。
 - 2) 計算期間を供給開始の平成21年から5年毎に3期に分け、15年間とする。
 - 3) 利息については、財務省・財政融資貸付と公営企業金融公庫の「固定金利・満期一括返済・9年を超え10年以内償還」を適用し、これまでの利率を用いると共に、20年度以降については年利2.0%を適用し複利計算を行う。
 - 4) ダム負担金の50%は国庫補助であるので、「水源費」は67億円となる。
 - 5) 「水源費」は水資源機構が融資を受け、23年分割で三重県企業庁が請求に応じ払い込む形になり、その原資は企業庁の営業利益からであるので、3)と同等の利率の23年分賦・元利均等償還で利息を弾いている。その為、上回る可能性が高いと思われるが年利2.0%を適用する。
 - 6) 「有収水量」については、平成21年より25年までは伊賀市水道が供給を受ける日量13,824m³の5年分、26年からは少しずつ増えるものの大きい数値でもないので、同等と看做し5年間25.72(百万m³)とする。平成31年より基本水量＝日量28,750m³の5年分、52.62(百万m³)とする。
 - 7) 維持管理費については細かい所まで弾けないので、当初旧計画に於ける三重県企業庁の計算書での数値を利用し、略80%に減少はするが基本水量比までは落ちないと見た。これは人件費などの固定費が大きいからである。

〔表-A〕 伊賀水道施設の経常費用の概算

計算期間	資 本 費				基本水量 百万m ³ ・月	資本的費用 (基本料金) 円/m ³ ・月
	支払利息 百万円	減価償却費 百万円	その他 百万円	計 百万円		
H21~25	1,222	5,859	122	7,203	1.725	4,176
H26~30	1,222	5,859	122	7,203	1.725	4,176
H31~35	1,415	5,861	122	7,398	1.725	4,289
維持管理費	有収水量	管理的費用 (使用料金)				
百万円	百万m ³	円/m ³				
3,243	25.72	126				
3,243	25.72	126				
4,025	52.62	77				

〔 表-B 〕 用水原価の算出

年次別 費用等	内訳 期間	費用 百万円	有収水量 百万m3	用水原価 円/m3
	H21~25	10,446	25.72	406
	H26~30	10,446	25.72	406
	H31~35	11,423	52.62	217

以上のように伊賀用水の元値・用水原価は406円/m3ほどになる。これに三重県本体が出資金(県補助金)83億4千万円を引き上げる話もあり、深刻な事態になっている。

〔 訂正 〕 上の用水原価の算出には、費用の計算に若干の間違ひがあるので訂正した。それは次々ページに〔伊賀市の水道料金はどうなるか〕検討書の中に示している〔伊賀水道施設の経常費用の概算〕及び〔用水原価の算出〕を「正」とするものである。

次ページに全体事業計画(水源費を除く)財政表を示す。三重県企業庁の情報開示によるものである。

〔 表-C 〕 伊賀水道用水供給事業 全体事業計画財政表

伊賀水道用水供給事業 全体事業計画

【専用施設事業関係】

(単位：千円)

施設別	総事業費	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		精算額	精算額	精算額	精算額	精算額	精算額	精算額	精算額	精算額	当初予算額	修正計画額
取水施設	538,300									47,985	175,855	314,460
導水施設	2,090,975				181,577	140,443	160,340	22,560	93,307	319,114	583,737	509,897
浄水施設	7,511,600									734,538	2,732,620	2,936,339
送水施設	11,059,825		367,199	1,278,296	534,337	391,876	407,485	349,907	1,234,926	2,021,203	1,660,547	2,814,049
付帯施設	74,600											74,600
用地費	1,412,100	1,050,000	143,661	46,549	75,215	21,095		5,377	29,995	12,939	5,000	22,269
補償費	445,700			6,291	11,959	4,293	13,546	4,553	16,886	7,005	28,000	353,167
調査費	1,342,300	4,200	121,622	126,769	82,976	25,399	22,688	236,965	329,380	133,303	61,784	197,214
小計	24,475,400	1,054,200	632,482	1,457,905	886,064	583,106	604,059	619,362	2,439,032	5,274,169	3,622,986	7,302,035
事務費	1,493,487	800	33,298	121,388	96,149	75,481	74,784	98,490	191,722	282,392	201,595	317,388
建設中利息	562,278		7,300	10,707	20,799	29,058	33,715	39,276	46,026	59,521	113,897	201,389
建設中元金	189,250								11,978	40,583	53,529	65,109
計	26,720,415	1,055,000	673,080	1,590,000	1,003,012	688,245	712,558	769,106	2,694,831	5,656,665	3,991,997	7,885,921
(財源内訳)												
国庫補助金	8,340,000	350,000	215,000	500,000	300,000	200,000	205,000	210,000	810,000	1,789,430	1,196,000	2,564,570
出資金	8,340,000	350,000	215,000	500,000	300,000	200,000	205,000	210,000	810,000	1,789,400	1,196,000	2,564,600
総債	9,672,608	350,000	242,080	589,000	397,012	287,245	298,558	342,106	1,063,831	1,915,265	1,573,997	2,613,714
負担金	198,500			5,000			3,500	4,952	10,000	8,001	25,000	142,037
その他	169,107	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	2,038	1,000	154,569	1,000	1,000
計	26,720,415	1,055,000	673,080	1,590,000	1,003,012	688,245	712,558	769,106	2,694,831	5,656,665	3,991,997	7,885,921

【水源整備事業関係】

施設別	総事業費	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
水特法+水頭基金	1,037,928		143,920	127,126	127,125	127,040	123,890	388,827				
内 水特法12条負担金	1,021,494		128,980	126,765	126,765	126,765	123,638	388,581				
別 水頭地域対策基金	16,434		14,940	361	360	275	252	246				
期間利息	121,692			2,874	4,863	7,715	9,552	12,067	20,185	20,900	21,338	22,198
期間元金	46,965								4,984	9,435	13,665	18,881
計	1,206,585	0	143,920	130,000	131,988	134,755	133,442	400,894	25,169	30,335	35,003	41,079
(財源内訳)												
国庫補助金	0											
出資金	0											
総債	1,206,585	0	143,920	130,000	131,988	134,755	133,442	400,894	25,169	30,335	35,003	41,079
負担金	0											
その他	0											
計	1,206,585	0	143,920	130,000	131,988	134,755	133,442	400,894	25,169	30,335	35,003	41,079

【総事業費】

施設別	総事業費	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総事業費	27,927,000	1,055,000	817,000	1,720,000	1,135,000	823,000	846,000	1,170,000	2,720,000	5,687,000	4,027,000	7,927,000
国庫補助金	8,340,000	350,000	215,000	500,000	300,000	200,000	205,000	210,000	810,000	1,789,430	1,196,000	2,564,570
出資金	8,340,000	350,000	215,000	500,000	300,000	200,000	205,000	210,000	810,000	1,789,400	1,196,000	2,564,600
総債	10,679,393	350,000	386,080	719,000	529,000	422,000	432,000	743,000	1,089,000	1,945,600	1,609,000	2,654,793
負担金	198,500	0	0	0	5,000	0	3,500	4,952	10,000	8,001	25,000	142,037
その他	169,107	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	2,038	1,000	154,569	1,000	1,000

〔伊賀市水道料金の値上げについて〕

〔 伊賀市の水道料金はどうか 〕検討書

2008年2月27日

〔改訂版 原版 2008年2月19日 〕

伊賀利水研究会

代表・総括研究員 浅野隆彦 [用水原価の算出]

〈 検討の条件 〉

1. 三重県企業庁の「伊賀水道用水供給事業」より浄水の「卸売り」を受ける。
2. 平成21年度から30年度までの「有収水量」(この場合は「卸元から買い取る水量」のこと)は、5カ年毎に2,572万m³とする。
3. 平成31年度から35年度までの「有収水量」は5,262万m³となる予定である。
4. 「伊賀水道用水供給事業」の全体事業計画における予定総事業費は279億2千7百万円となっている。
5. 上記4. の内、国庫補助金と三重県出資金は夫々83億4千万円である。
6. ダム負担金は134億円であり、その内50%が国庫補助金であるから、67億円が「水源費」として総事業費に加算され、「用水原価」を算出する時の「減価償却費」の計上額は下記ようになる。
(279. 27-83. 4-83. 4+67)=179. 47(億円)
7. 三重県企業庁が起債する分の利息については、「財務省・財政融資貸付」と「公営企業金融公庫」の「固定金利・満期一括返済の9年を超え10年以内償還」を適用し、これまでの利率を用いると共に、20年度以降については年利2. 0%を適用する。
8. 「水源費」は水資源機構が融資を受け、三重県企業庁が請求に応じて23年分割で払い込む。その原資は企業庁の営業利益からであるので、水資源機構のみの利息が加わる事になる。その利率は7. に示したものと同様と看做し、23年分賦・元利均等償還年利2. 0%を適用して利息を弾いている。
9. 維持管理費については細かい所は分からないものの、当初の旧計画に於ける企業庁の「伊賀水道施設の経常費用の概算」での数値を参考に、80%の額にした。人件費などの固定費が大きいため、基本水量比まで落ちないのである。

〔 伊賀水道施設の経常費用の概算 〕 その①

計算期間	資 本 費				基本水量 百万m ³ ・月	資本的費用 (基本料金) 円・m ³ ・月
	支払い利息 百万円	減価償却費 百万円	その他 百万円	計 百万円		
平成 21~25	1,222	5,982	122	7,326	1.725	4,247
26~30	1,222	5,982	122	7,326	1.725	4,247
31~35	1,415	5,982	122	7,519	1.725	4,359

その②

維持管理費 百万円	有収水量 百万m ³	管理的費用 (使用料金) 円・m ³
3,243	25.72	126
3,243	25.72	126
4,025	52.62	77

〔 用水原価の算出 〕

年次別 費用等	内訳	費用 百万円	有収水量 百万m ³	用水原価 円・m ³
	期間			
	21~25	10,569	25.72	411
	26~30	10,569	25.72	411
	31~35	11,544	52.62	219

以上のように、伊賀用水の原価は平成21年から30年までは411円/m³ほどになる。31年から35年は買取水量が増える分、用水原価が下る勘定となる。

水道料金に用水原価が反映されるのが何時になるのか、急激な上げ方でなく段階的に上げていくのか、そういった違いは出るかも知れないが、基本的に財政圧迫は、平成22年に三重県企業庁から請求された時点で発生するものと思われる。

[伊賀市水道料金値上げ幅の検討](上水道・家庭用)

現在の料金

基本水量	基本料金	超過料金	10m ³ 当りの合計料金
10m ³	840円	168円/m ³	892円

また、現在の伊賀市上水の供給原価は174.29円/m³としている。給水原価は175.38円/m³である。簡易水道が現況では7,200m³/日あり、幾通りもの料金体系の違いがある為、ここでは全ての有収水量を上水道に統一して試算するものである。有収水量の数値は、近畿地方整備局「川上ダム建設事業について」(H20.1.29)P.31 図4.1.7〈伊賀市上水道有収水量及び一日最大給水量〉に拠っている。

〈平成21年～30年の値上げ幅〉

- * 伊賀市の全体有収水量に用水供給量が占める割合
 $13,000(\text{m}^3/\text{日}) \div 38,233(\text{m}^3/\text{日}) = 0.34$
- * 有収水量1m³当りの供給原価
 $(411 \times 0.34) + (174.29 \times 0.66) = 255(\text{円}/\text{m}^3)$
- * 有収水量1m³当りの給水原価
 2円/m³を足すぐらいであろう。…257円/m³
- * 値上げ幅
 $\text{新給水原価} \div \text{旧給水原価} = 257 \div 175.38 = 1.47(\text{倍})$

* 新水道料金(H21～30)

- * 基本料金 $840 \times 1.47 \times 1.05 = 1,297(\text{円}/10\text{m}^3)$
- * 超過料金 $168 \times 1.47 \times 1.05 = 259(\text{円}/\text{m}^3)$

〈平成31年～35年の値上げ幅〉

- * 伊賀市の全体有収水量に用水供給量が占める割合
 $28,750\text{m}(\text{m}^3/\text{日}) \div 39,508(\text{m}^3/\text{日}) = 0.73$
- * 有収水量1m³当りの供給原価
 $(219 \times 0.73) + (174.29 \times 0.27) = 207(\text{円}/\text{m}^3)$
- * 有収水量1m³当りの給水原価
 2円/m³を足す。…209円/m³
- * 値上げ幅
 $\text{新給水原価} \div \text{旧給水原価} = 209 \div 175.38 = 1.19(\text{倍})$

* 新水道料金(H31～35)

- 基本料金 $840 \times 1.19 \times 1.05 = 1,050(\text{円}/10\text{m}^3)$
- 超過料金 $168 \times 1.19 \times 1.05 = 210(\text{円}/\text{m}^3)$

{ 注意 }

三重県が「伊賀用水事業」に、本来なら補助金として出資している83億4千万円が引き上げられた場合、「用水原価」は30～35%増え、水道料金は平成22年度より1.7倍とせざるを得ないと思われる。

伊賀市水道部財政は完全独立採算とはとても言えない状態である。未償還企業債は97億円を越え、一般会計からの出資金、他会計からの繰り入れなど、毎年の手当てに大変な様子である。次年度からは「伊賀市本体との連結決算」を総務省から求められることになるので、逃げ場がなくなっていくのだ。この値上げは市民としても受け入れがたい上、企業にとっても由々しい課題であり、誘致上の障害と成りかねないものである。

〔 自流水取水の可能性について 〕

近畿地整が昨年9月26日付けで示した「大内地点の河川現況流量と正常流量の関係」の説明は大欠陥データを持ってなされている。

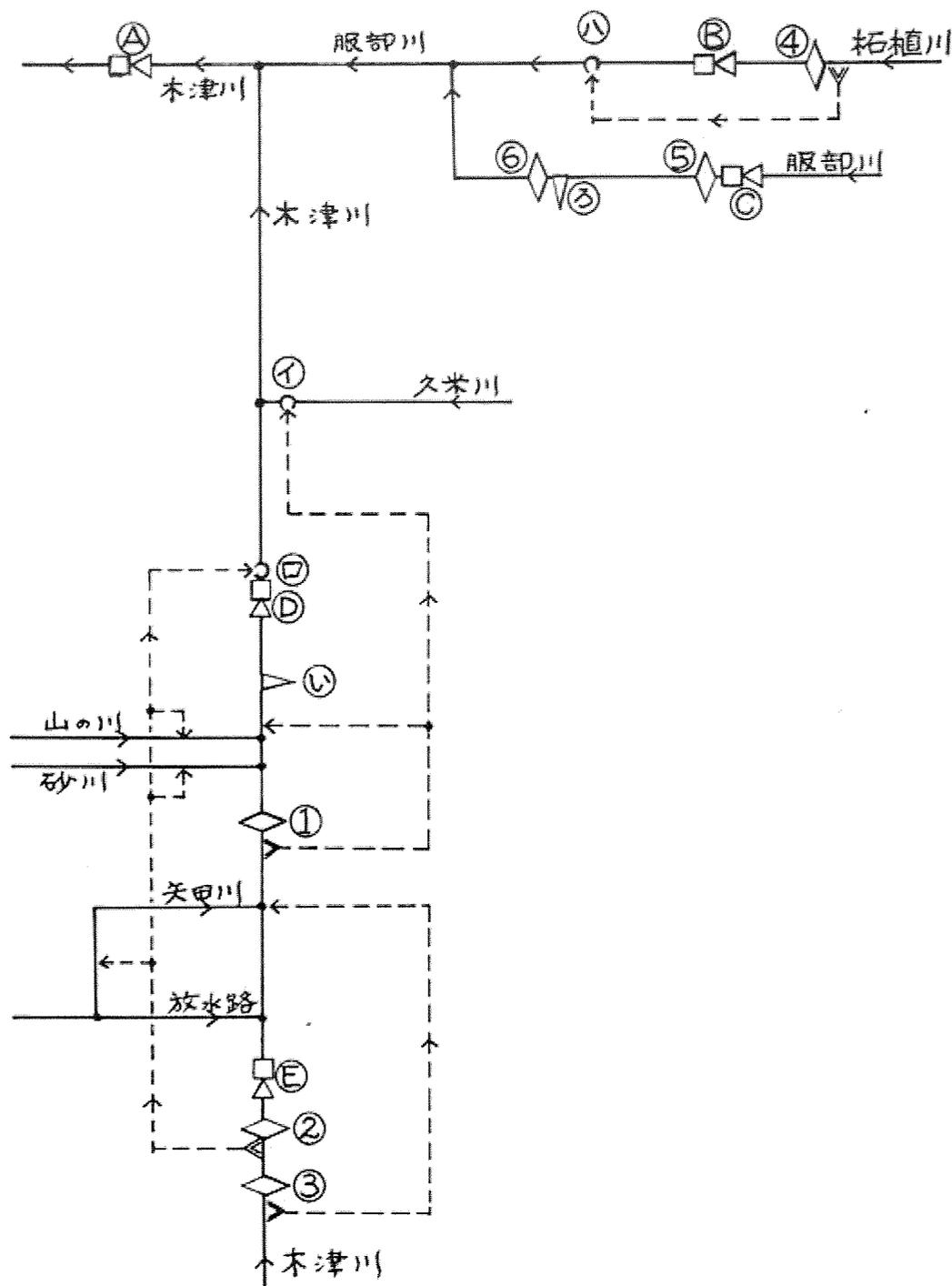
大内水位・流量観測所は右岸で「森井堰」で取水された灌漑用水の相当量が、観測地点より遥か下流の「八幡排水樋門」で還元されていたり、左岸では「猪田統合頭首工」で取水された灌漑用水の相当量が観測地点下流になる「大内排水樋門」から還元されていたり、伊賀水道守田水源の取水量が反映されていず、「河川現況流量を低く見せる為のデータ作り」に利用されている。

また、昭和31年から50年までのデータについては観測実績ではなく、島ヶ原の水位観測を利用し、大内との「流域面積比」を単純に適用しての5旬均一流量としている。殆んど意味を成さないものである。この上流にある依那古水位・流量観測所もまた「依那具井堰」と「猪田統合頭首工」で取水された灌漑用水などが観測地点の遥かな下流で還元されており、「河川現況流況を低く見せて」いる。服部川の荒木水位・流量観測所は直下の「西明寺井堰」の影響を受け、止水・静水状態である為に流量観測がマトモに出来ていないと断じられる。次ページに「水位・流量観測所の相関模式図」を示す。これら3観測所は全く不適切な場所に設置されているのである。

〔 表—1 水位・流量観測所の相関模式図 〕

* 凡例 *

A: 岩倉	1: 森井堰	6: 小田新井堰	イ: 八幡排水樋門	い: 伊賀市上水
B: 佐那具	2: 猪田統合頭首工		ロ: 大内排水樋門	守田水源
C: 荒木	3: 依那具井堰		ハ: 大岩川	ろ: 伊賀市上水
D: 大内	4: 荒堀統合井堰		排水樋門	小田水源
E: 依那古	5: 西明寺井堰			



上記の関係の中で、大内水位・流量観測所において「どれ位の流量を加算しなければならないか」を考察して見よう。

その「加算しなければならない流量」は3系統になる事が分かっている。

- 1) 伊賀市上水の守田水源での取水量
- 2) 森井堰からの取水量の内、八幡排水樋門へ排水している分
- 3) 猪田統合頭首工から取水され、大内排水樋門より排水している分

1) の場合は取水設備の構造から言うと定量取水は出来ないもので、以前は取水量に大きな変動があった(これが自然の成り行きであり致し方の無い所である)ようだが、平成10年であろうか河川管理者のきつい「お達し」があり、翌年からの「守田浄水場取水流量年表」では行儀良く、「暫定豊水水利権」通り日量最大7, 257m³に止めている。故に、 $7, 257 \div 86, 400 \cdot 0.084$ (m³/s)と見よう。

2) の森井堰では少なくとも昭和63年頃までは灌漑期には0.9m³/s、非灌漑期には0.7m³/sの取水がされていた事が三重県の「木津川河川改修工事」に伴う調査で明らかになっている。代掻き期に最大0.9m³/s、常時0.7m³/sであったと言う方が適切であるが、凡そ昭和62年の「猪田統合頭首工」完成時までの調査の中で計画が練られ、「許可水利権」の更新に伴い、平成2年より県の指導通り現在の取水量へ変更しているのである。代掻き期(5/16~5/20)0.232 苗代期(4/10~5/15)0.044 生育期(5/21~9/8)0.098(m³/s)
 最大取水量 0.44m³/sとなっている。

問題は「八幡排水樋門」の方へ、これまで幾ら流れていたかと言う事である。実は代掻き期での流量観測記録は存在しないと思われる。灌漑面積比で言うと4ha分は守田水源の手前へ排水され、後39ha分が「八幡排水樋門」の方へ流れて行っていたと見られる。最大取水量での取水は当然考えられるが、取りあえず許可量で案分すると(39/43)0.232=0.21(m³/s)となり、最大取水量の略半分となる。

3) の場合は、元の猪田頭首工による受益面積の内で山の川を北に越えた所があり、約30haの水田への補給が存在している。猪田統合頭首工は手代界井堰と猪田頭首工を統合した井堰であり、昭和62年に完成している。許可取水量は次の通りである。代掻き期(4/25~5/3)0.971 普通灌漑期(5/4~8/20)0.683 非灌漑期(8/21~4/24)0.276 最大取水量0.971m³/s

ここでは元の猪田頭首工の最大用水量が0.406m³/sであったことが分かっている(三重県昭和60年 統合井堰河川調査業務報告書)ので、その受益面積比で持って案分すると(30/103.98)0.406=0.117m³/sとなる。

故に、守田水源分+八幡排水樋門分+大内排水樋門分=0.084+0.21+0.117=0.411(m³/s) これを「大内水位・流量観測所」の流況データに加算してこそ、森井堰での取水量判断が出来る事になる。尚、これ以外にも守田水源の直近で「守田機械用水」が慣行水利権として受益面積50ha、最大0.16m³/sの取水をしていた。これも観測データに反映しなければならない。そうすると最大0.571m³/sになり、伊賀用水の0.358m³/sを軽く超えている。

ここで一つの「反論」が出るであろう。それは『取水量全量で検討するだけでは純粋な河川流況とならないのではないのか？水田とかで留まり、蒸発散などで河川に戻らない分は除いて検討すべきなのではないか？』と言う論である。しかし、それは当たらない。上で検討した量は「大内水位・流量観測所」手前へ入る取水量は除き、その下流へ回る取水量だけの算出なので本来その取水がなければ観測量に反映される数値となるものなのである。

〔 本来の大内水位・流量観測所での流況となる流量 〕

ここにおいて、近畿地整木津川上流河川事務所が行って来た「大内水位・流量観測所」の流況データを用い、近年10ヶ年の本来流況を検討する。以下の表はその「流量年表」から「渇水流量」だけを取り出し、上記の「加算すべき流量」を加えてどうなるかを一覧出来るようにしたものである。

〔 大内地点本来流量の検討表 〕

	渇水流量 (355日流量) [m ³ /S]	加算すべき流量 [m ³ /S]	本来渇水時流量 (近似値) [m ³ /S]	新規利水を 上回る流量 [m ³ /S]
1984年(S60)	0.66	0.571	1.231	0.873
1985年(S61)	1.29	0.571	1.861	1.503
1989年(H1)	1.22	0.571	1.791	1.433
1990年(H2)	0.72	0.571	1.291	0.933
1991年(H3)	2.62	0.571	3.191	2.833
1992年(H4)	1.76	0.571	2.331	1.973

1993年(H5)	1.30	0.571	1.871	1.513
1994年(H6)	0.16	0.571	0.731	0.373
2000年(H12)	0.69	0.571	1.261	0.903
2004年(H16)	1.34	0.571	1.911	1.553

上記のようになり、この下流の既得水利権量は「長田揚水機場」には岩根川の水量が豊富で問題はない。朝屋、木興の両揚水機場も久米川の流れがあり、その他の還元量が入り、全く問題がない。河川維持流量0.74m³/Sと言うものだけが、河川管理者の言い分として残るのかも知れない。しかし、それが残るのは大渇水があった平成6年の34日分だけであり、その半分量を良しとすれば13日分、0.3m³/Sの流れがあれば、何とか生物の生存に繋がると見られるならば、それ以下となる日はこの大渇水年でもたった一日だけなのである。

以下に「日流量年表」(大内:1994年)を示す。河川維持流量を0.74m³/Sとしてチェックする時は、 $(0.74 - 0.571) + 0.358 = 0.527$ 、半分の0.37とする時は $(0.37 - 0.571) + 0.358 = 0.157$ 、そして0.3m³/Sの場合は $(0.3 - 0.571) + 0.358 = 0.087$ 以下の数値がどれだけ存在するかを見ると良い。

[大内水位・流量観測所:1994年 日流量年表]

日 流 量 年 表

水系名	澁川		河川名		木津川		観測所名		大内		観み		おおうち		計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
日	1	3.70	2.94	2.70	1.95	0.10	1.12	1.71	2.37	1.90	36.44	2.98	1.90		
	2	3.24	3.31	2.64	2.52	0.09	0.94	1.10	1.46	1.80	16.06	2.92	2.00		
	3	3.18	2.76	2.58	2.20	0.99	0.82	0.84	0.72	1.95	11.93	4.72	1.90		
	4	3.18	2.64	2.53	1.95	0.16	0.51	0.62	0.66	1.95	9.75	3.31	1.75		
	5	2.99	2.53	2.53	1.90	0.64	0.50	0.46	0.56	1.76	8.53	2.85	1.75		
	6	2.99	2.53	2.41	1.80	0.53	0.53	0.25	0.38	1.71	7.59	3.24	1.70		
	7	2.93	2.53	2.36	2.06	0.42	0.50	0.32	0.24	1.80	6.90	3.52	1.65		
	8	2.87	2.47	4.71	2.16	0.25	0.58	1.76	0.22	1.80	6.15	2.92	1.65		
	9	2.87	2.70	5.15	1.85	0.12	1.61	2.47	0.20	1.80	5.79	2.73	2.64		
	10	2.75	2.58	3.57	1.71	0.14	1.96	1.56	0.14	1.62	5.27	2.67	2.22		
	11	2.75	2.41	3.06	1.71	0.39	1.29	1.02	0.53	1.53	5.70	2.61	1.95		
	12	2.87	2.82	3.83	2.02	13.17	1.12	0.69	2.10	1.48	5.10	2.49	2.86		
	13	2.75	2.75	4.20	4.98	3.36	2.78	0.50	5.78	1.58	4.62	2.55	3.24		
	14	3.12	3.06	3.24	2.53	1.91	4.72	0.36	4.06	1.53	4.30	2.38	2.92		
	15	2.75	2.87	3.06	2.00	8.58	2.27	0.24	2.32	1.53	4.00	2.38	2.22		
	16	2.70	2.75	2.87	1.80	5.62	1.36	0.16	1.40	50.90	3.86	2.38	1.90		
	17	2.94	2.70	2.87	1.71	2.82	0.95	0.10	1.08	34.54	4.46	2.27	1.85		
	18	5.86	2.58	2.70	1.62	2.42	1.76	0.12	1.08	14.40	3.93	2.27	1.85		
	19	3.50	2.53	2.64	5.89	1.50	44.55	0.14	1.08	8.60	3.65	3.24	1.75		
	20	3.06	2.58	2.53	2.48	1.02	12.87	0.18	1.16	6.47	3.65	2.55	1.75		
	21	2.93	0.86	2.41	2.05	0.88	6.35	0.21	1.44	5.27	4.43	2.27	1.75		
	22	2.93	6.13	2.31	1.71	1.02	6.35	0.18	9.43	4.56	4.64	2.27	1.75		
	23	2.87	4.34	2.53	2.02	1.02	3.44	0.16	4.30	4.34	3.58	2.27	1.70		
	24	2.75	3.57	2.94	3.02	0.88	3.31	2.44	2.82	3.91	3.30	2.16	1.65		
	25	2.64	3.24	2.64	1.90	0.75	2.76	2.42	2.15	3.84	3.11	2.10	1.70		
	26	2.64	3.12	2.41	1.62	1.92	2.52	1.42	2.00	3.37	3.04	2.05	1.60		
	27	2.70	2.93	2.41	1.48	6.64	2.10	0.70	1.76	3.30	3.86	2.00	1.80		
	28	2.64	2.81	2.31	1.24	2.78	2.28	0.50	1.86	4.64	3.30	1.95	1.65		
	29	2.93		2.20	0.81	1.66	2.32	0.40	2.05	114.30	5.42	2.00	1.70		
	30	2.70		2.10	0.06	1.42	1.80	2.76	1.71	84.76	3.51	1.95	1.56		
	31	2.58		2.00		1.06		7.12	1.85		3.11		1.90		
	計	93.31	90.04	88.44	62.75	63.37	115.97	33.31	58.91	322.94	198.98	78.00	60.21	1316.23	
	平均	3.01	3.22	2.85	2.03	2.04	3.87	1.07	1.90	12.43	6.42	2.60	1.94	3.61	
位況	盤水流量 (95日水位)	平水流量 (185日水位)	低水流量 (275日水位)	濁水流量 (355日水位)											
	3.04	2.38	1.66	0.16											

平成6年(西暦1994年)

1. 平均低水位、年平均水位は、小数以下2位を四捨五入する。年総量は、小数以下3位(1,000)を四捨五入する。

上記の検討から「伊賀用水の新規利水容量0.358m³/Sを森井堰より《自流水》取水することは可能であり、特に問題はない」と言える。

[青蓮寺用水から導水する問題について]

本当は木津川自流水から0.358m³/Sの取水に何の問題も無く、そちらをお勧めするが、もし

も幾らかでも青蓮寺ダムの水も欲しいと言う時には、0.14m³/Sでも0.05m³/Sでも土地改良区と交渉し、矢田川または出屋敷川の経路でもって木津川へ導水する事が可能であり、近畿地整平成20年1月9日「淀川水系における水需要の抑制にむけて、川上ダム利水の代替案に対する見解」にあるような説明は、「ダム事業をなんとしてでも確保したい」意向が先走ったマヤカシの意見である。「青蓮寺用水土地改良区」も苦悩しており(文末に参考資料を掲示する)、伊賀市との交渉次第で幾らかでも経済的利益が生まれるであろうし、伊賀市としては「水源地の町でありながら都市へ水が取られ、高い水を買わねばならない」苦渋を味わっている。河川管理者とはそんな地元の難儀を増やし、分かりにくい議論で「流水占用」管理権を振り回す存在なのか？！

《自流水》取水を認めなければならないし、万一を言うのであれば「水利転用」の積極的な努力をしなければ、その河川管理者の資格は無いと責められる事必定である。

[河川流量の水収支計算]

上記の「自流水取水可能検討」が妥当であるかどうかの検証として、三重県の行った「河川の水収支計算」を下記にお示しする。

これらは依那具井堰の統合化を計画する為の調査・検討報告書の中に記されている。

* 流域面積 *

渇水流出量の算定に当り、依那具井堰から下流にある取水施設毎の流域面積を「一級河川木津川中小河川改修事業全体計画報告書」から求めたものである。

施設名	累加流域面積 km ²	残流域面積 km ²	備考
依那具井堰	148.5	—	
統合井堰	"	—	
森井堰	155.0	6.5	
上野市水道	176.3	21.3	
守田機械揚水	"	0	
長田揚水機	182.9	6.6	
木興揚水機	213.0	30.1	

次ページに下流の水利権内容を示す表を掲示する。

* 下流水利権内容表 *

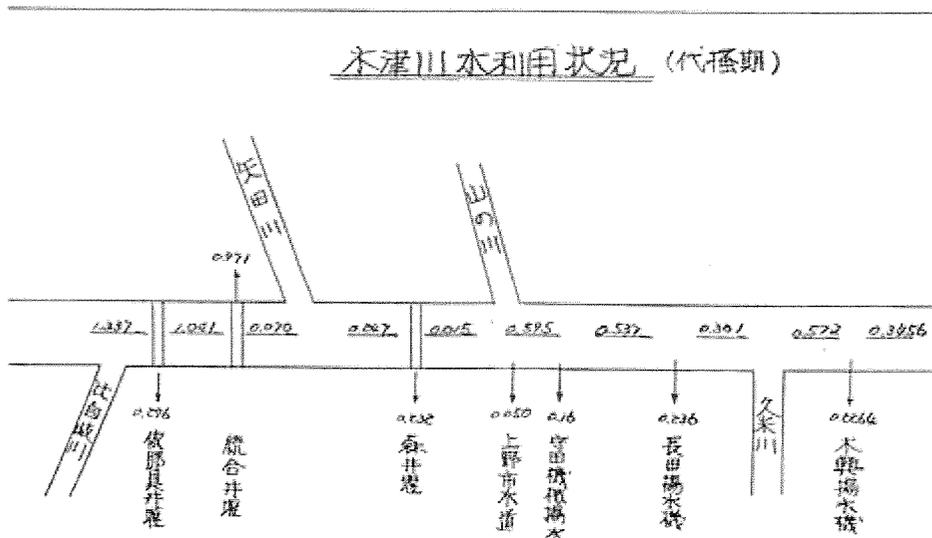
施設名	受益面積 (ha)	取水量と時期			備考	
		代掻期	普通期	非刈刈期		
統合井堰	283.3	—	代掻期 4/25~5/3 0.971%	普通期 5/4~9/30 0.683%	非刈刈期 9/21~4/24 0.276%	許可
森井堰	40.0	苗代期 4/10~5/5 0.044%	代掻期 5/16~5/30 0.232%	生育期 5/21~9/8 0.098%	—	"
上野市水道	—	最大 (暫定豊木) 0.084%	刈刈期 4/10~9/8 0.050%	—	—	"
守田 機械用水	50.0	最大 0.16%	—	—	—	慣行
長田揚水機	77.0	5/11~5/20 0.236%	5/21~9/10 0.236%	非刈刈期 0%	—	許可
木興揚水機	55.0	苗代 4/20~4/21 0.0284%	苗代 4/22~5/22 0.0124%	代掻 5/23~6/1 0.2264%	普通 9/2~9/20 0.1487%	"

* 水収支表 *

濁水流出量は青蓮寺用水が行った調査・検討において使用された基底流量0.009m³/S/km²を採用している。「各流域に於ける流域面積・流路延長・勾配・洪水到達時間表」は省略する。

取水量と河川流量 (代掻期)								
河川名	施設名	取水面積 (ha) ①	流域面積 (km ²) ②	濁水流出量 (m ³ /sec) ③	還元量 (m ³ /sec) ④	河川流量 (m ³ /sec) ⑤	取水量 (m ³ /sec) ⑥	河川流量 (m ³ /sec) ⑦
		表-21	表-21	②×0.009	④×0.40	③+④+⑦	表-21	⑤-⑥
木	依那具井堰	98.4	198.5	1.337	—	1.337	0.296	1.041
	統合井堰	283.3	—	—	—	1.041	0.971	0.070
津	森井堰	40.0	6.5	0.059	0.096×0.40	0.247	0.232	0.015
	上野市水道	—	21.3	0.192	0.971×0.40	0.595	0.050	0.545
	守田機械揚水	50.0	0	—	—	0.545	0.16	0.385
	長田揚水機	77.0	6.6	0.059	0.232×0.40	0.537	0.236	0.301
	木興揚水機	55.0	30.1	0.271	—	0.572	0.2264	0.3456

* 木津川 水利用状況(代掻き期) *

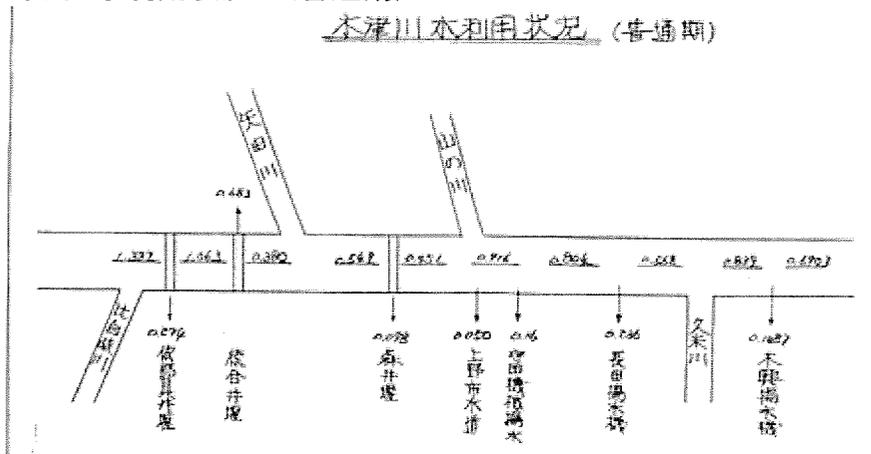


* 水収支表 * (普通期)

取水量と河川流量 (普通期)

河川名	施設名	取水量	河川流量	取水率	河川流量	取水率	河川流量	取水率	備考
		(m^3)	(m^3)						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
		取	流	取	流	取	流	取	
木	依那具井堰	98.4	148.5	1.337	—	1.337	0.274	1.063	
	統合井堰	283.3	0	—	—	1.063	0.683	0.380	
堰	森井堰	40.0	65	0.059	0.110	0.549	0.098	0.251	
	上野市水道	—	21.3	0.192	0.273	0.716	0.050	0.866	
川	守田橋堰取水	50.0	0	—	—	0.866	0.16	0.706	
	長田揚水機	77.0	6.6	0.059	0.039	0.809	0.236	0.568	
	木興揚水機	55.0	30.1	0.271	—	0.837	0.1487	0.6903	

* 木津川 水利用状況 * (普通期)



以上に示した参考資料を見れば、伊賀市上水(当時:上野市水道)の地点で河川流量は、代掻き期において0.595m³/Sとなっている。湯水流量としては頷ける数値である。筆者が検討した平成6年の本来湯水時流量が0.731m³/Sと出ているのと近似しており、[大内地点本来流量の検討表]はそんなに離れていないと思われる。森井堰は猪田統合頭首工から取水されたものが矢

田川にも還元排水されており、また青蓮寺用水の還元排水が大量に矢田川を通じ森井堰に入っており、この辺りの把握が不十分な所もあるが、それを足して還元量を出せば森井堰の河川流量としては0.5m³/Sを上回っている(代掻き期)と思える。

[青蓮寺用水からの導水について]

ここでは技術的な検討をする。

下流調整池は24,000m³の容量をもっている。ここへトンネル、暗渠で持って配水されている。その下流へは約0.8m³/Sが送れるようになっている。調整池の手前に分水工があり、鍛冶屋、東谷、出屋敷の田畑に水を送っている。この分水工の約50m上流に分水工を施工し、600m/m PC管をもって矢田川へ流下させる。約300mであり、ほぼ2,000万円の工事費となる。0.14m³/Sの流下において、流速は約1.5m/Sとなる。

* 青蓮寺用水の概要 *

これより以降に施設の概要、用水計画、平成19年度事業計画(案)及び経理状況を示す土地改良区の資料を示す。

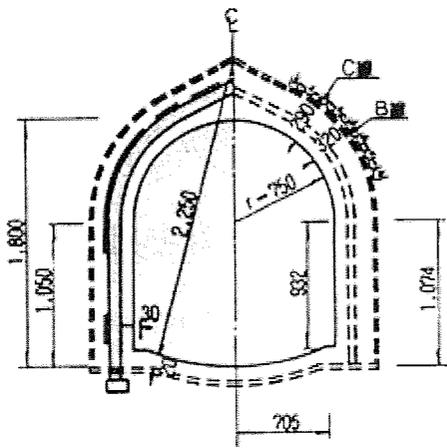
施設の概要

名称	数量	施設規模等	型式・構造等
取水工	取水バルブ1ヶ所 貯水池 1ヶ所	Q _{max} = 1.86m ³ /Sec ΣQ = 930万m ³ (年間)	ホロージェットバルブφ750MM 1台
幹線水路	L = 18.5 km	Q _{max} = 1.86 ~ 0.27m ³ /Sec	トンネル、コンクリート暗渠、PC管他
調整池	2ヶ所	上流 V = 11,000m ³ 下流 V = 24,000m ³	型式: 土埋埋 止水工法: ゴムシートライニング
支線水路	(0号~9号) L = 21.0 km	灌漑面積 10 ~ 114 ha Q _{max} = 0.027 ~ 0.167m ³ /Sec	VP管他(φ75~400) 揚水機 4ヶ所 水中、多段渦巻(φ65~150)
中央管理所	1 棟	床面積 330.32m ²	鉄筋コンクリート造平家建
水管理施設	1 式		有線による監視、制御
揚水機	26ヶ所	灌漑面積 4 ~ 44 ha Q _{max} = 0.004 ~ 0.040m ³ /Sec	多段渦巻ポンプ他
畑かん施設	1 式	圃場内配管 525ha 30mm / 6日間断	樹園地(固定式スプリンクラー) 普通畑(地上固定式スプリンクラー)
水田用水路	1 式	灌漑面積 618ha	VP管他(φ75~400)
砂防施設	72ヶ所		型式: コンクリートタイプ、アースタイプ
幹線道路	4 条	L = 12.0km	アスファルト舗装 B = 4.5 ~ 5.5m
支線道路	31 条	L = 29.9km	アスファルト舗装 B = 3.0m
耕作道路	1 式		砂利舗装 有効幅員 B = 2.0m
排水路	47 条	L = 37.8km	コンクリートブロック及びプレハブ水路

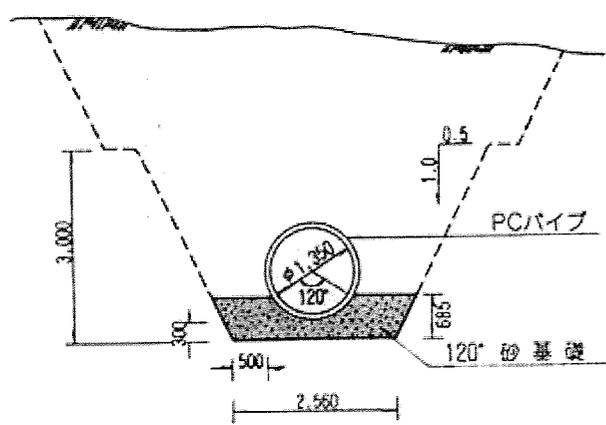
(3) 用水計画

分水工名	面積		代播時用水			常時用水			備考
	畑	田	畑	田	計	畑	田	計	
	ha	ha	m ³ /s						
中川原分水工	—	0.8	—	0.002	0.002	—	0.001	0.001	
三ツ池分水工	—	26.0	—	0.059	0.059	—	0.041	0.041	
柿ノ木分水工	—	7.3	—	0.016	0.016	—	0.011	0.011	
よき峠分水工	—	16.0	—	0.032	0.032	—	0.021	0.021	
徳明分水工	4.0	178.1	0.003	0.430	0.433	0.003	0.311	0.314	既 施
兩古山分水工	14.7	21.2	0.010	0.056	0.066	0.012	0.041	0.053	支線-0号
安場分水工	59.5	54.2	0.041	0.127	0.168	0.051	0.092	0.143	支線-1号
安場東分水工	—	1.2	—	0.003	0.003	—	0.002	0.002	
鹿嶋手第一分水工	3.5	9.2	0.002	0.025	0.027	0.003	0.018	0.021	支線-2-2号
鹿嶋手第二分水工	—	6.6	—	0.018	0.018	—	0.013	0.013	
二鶏第一分水工	20.2	47.3	0.014	0.119	0.133	0.017	0.086	0.103	支線-2号
二鶏第二分水工	79.9	23.4	0.054	0.058	0.112	0.068	0.042	0.110	支線-3号
二鶏第三分水工	—	0.7	—	0.001	0.001	—	0.001	0.001	
葛瀬池東分水工	—	2.8	—	0.007	0.007	—	0.005	0.005	
葛瀬池西分水工	—	16.6	—	0.042	0.042	—	0.030	0.030	
上出分水工	58.5	22.7	0.040	0.059	0.099	0.050	0.043	0.093	支線-4号
松橋分水工	20.7	—	0.014	—	0.014	0.018	—	0.018	
永谷分水工	—	16.7	—	0.045	0.045	—	0.033	0.033	
柿ノ木分水工	36.9	4.3	0.025	0.012	0.037	0.031	0.009	0.040	支線-5号
予野北分水工	51.7	36.0	0.035	0.088	0.123	0.044	0.063	0.107	支線-6号
予野分水工	41.3	2.5	0.028	0.007	0.035	0.035	0.005	0.040	
予野第一分水工	20.5	25.7	0.014	0.054	0.068	0.017	0.038	0.055	支線-7号
七本木第三分水工	—	6.2	—	0.011	0.011	—	0.006	0.006	
ヲサブ分水工	—	3.0	—	0.008	0.008	—	0.006	0.006	
七本木分水工	—	4.8	—	0.013	0.013	—	0.010	0.010	
大沢分水工	—	1.4	—	0.004	0.004	—	0.003	0.003	
中山分水工	20.5	—	0.014	—	0.014	0.017	—	0.017	
法花分水工	97.1	79.3	0.066	0.200	0.266	0.083	0.144	0.227	支線-8-9号
合 計	4.0	614.0	0.360	1.500	1.860	0.449	1.075	1.524	

施工標準断面図



トンネル



サイホン

平成19年度事業計画(案)

政府による農業政策大綱も、昨年度より両市を通じ浸透が図られている状況です。稲作の組織運営、個人集積については、各地区それぞれ検討されている様ですが、畑作については、一部の若い世代の方、農業法人が健闘されております。しかし、年々の高齢化によって本来の所有者の営農が減少しております。

稲作と違い組織運営はむずかしい面がありますが、これから定年退職者が多数改良区域内でも出てこられると思います。それに向けて畑作についても一度見直していただくべき努力をしていきたいと思っております。

また、毎年のように問題になっているパイプライン(幹線水路、支線水路)揚水機場の老朽化に伴う補修、修繕工事ですが、一般会計にも計上してありますが、19年度から基幹水利施設補修事業(県)で、19年度調査、20年度より工事を開始したいと考え現在調整しております。

未収賦課金についても、未納対策委員会等で未納者の内容の把握等、さまざまな状況の中、その対策にあたっております。

景気が回復している状況は、他産業においては見受けられますが、こと農業については、未だに厳しい状況が続いております。田、畑共に区画の整理ができており、水利用が容易にできるこの事業には、まだまだ考える余地が残っていると考えております。

県、市の行政にご指導いただきながら、前年にも増して努力していきたいと考えています。

この後に「経理状況」も示しているので、青蓮寺用土地改良区の厳しい現況を感じて貰いたい。こちらのパイプラインを利用して伊賀市水道の一部の取水が出来れば、両者が助かり、伊賀市民、農民の一助となるのである。

川上、今泉、岡田氏らの調査(平成18年8月26日)によれば、長く降雨がなかった為、渇水で高山ダム貯水池の多くが「川状態」になっていたこの時期に、「森井堰」の実取水量は0.272m³/sであったとしている。この井堰だけでなく、現在の「守田水源」付近からの取水も考慮すると、文句無く「完全自流水取水」が出来ると言う事も河川管理者は考えねばならない。これがこの論文の結論である。

2. 経理状況

(1) 賦課金納入状況(経常)

(平成18年4月30日現在)

平成17年度(現年度)	地区別	賦課金	納入済額	未納入額	納入率
	名張市	4,432,818 ^円	4,432,817 ^円	1 ^円	%
	伊賀市	22,874,081	21,682,636	1,191,445	
	地区外	15,522,450	12,696,677	2,825,773	
	計	42,829,349	38,812,130	4,017,219	90.62

滞納繰越分	地区別	滞納額 (51~16年度)	納入済額	未納入額	納入率
	名張市	0 ^円	0 ^円	0 ^円	%
	伊賀市	5,742,290	192,090	5,550,200	
	地区外	17,047,500	1,513,896	15,533,604	
	計	22,789,790	1,705,986	21,083,804	7.48

(2) 賦課金納入状況(事業)

(区画整理・用水補給)

(平成18年4月30日現在)

平成17年度(現年度)	地区別	賦課金	納入済額	未納入額	納入率
	名張市	1,957,607 ^円	1,842,564 ^円	115,043 ^円	%
	伊賀市	26,929,945	21,867,089	5,062,856	
	地区外	3,664,079	2,522,792	1,141,287	
	計	32,551,631	26,232,445	6,319,186	80.58

滞納繰越分	地区別	滞納額 (61~16年度)	納入済額	未納入額	納入率
	名張市	0 ^円	0 ^円	0 ^円	%
	伊賀市	107,371,543	3,873,899	103,497,644	
	地区外	65,007,774	1,657,136	63,350,638	
	計	172,379,317	5,531,035	166,848,282	3.20

平成 20 年 3 月 1 日

三重県知事様

淀川水系流域委員会 前委員 荻野芳彦
同 上 現委員 千代延明憲

質 問 書

木津川上流の指定（知事管理）区間の河川管理について

三重県知事におかれましては、地域主権の考え方にに基づき、県民の先頭に立って県民の安心と安全のために地域づくりを進められ、ご同慶に存じます。

ご承知の通り、淀川水系流域委員会におきましては 7 年間の長期にわたり、淀川水系の河川整備計画について審議をしております。木津川上流に予定されております川上ダムに関する利水問題についてご質問いたします。よろしくご回答をいただきますようお願い申し上げます。

このたび河川管理者（近畿地方整備局）から、大内地点（川上ダムに関わる基準点）における渇水流量及び河川維持流量が公表されました。「基準渇水流量」という言葉は使えないとのことですが、実質的には 20 年間の第二位の渇水流量を採用しており、10 分の 1 の利水安全度として昭和 42 年（基準年）の渇水流量を $0.68\text{m}^3/\text{s}$ としています。これは国の利水安全度の基準を満たしております。また、それに対して河川維持流量は $0.74\text{m}^3/\text{s}$ として公表されました。

1. これらの数値について、ダム開発を含む河川整備計画に関する重要事項は、決定に際して遅滞なくこれを公表して関係自治体および市町村長等の意見を聞くことが必要とされています。三重県として近畿地方整備局から十分な説明を受けておられますか。
2. この大内地点は指定区間と直轄区間の境界にあります。上の 1. の質問に照らして、指定区間の河川管理者として三重県知事が、指定区間の河川維持流量を決定したという事実はありますでしょうか。
3. 河川維持流量 ($0.73\text{m}^3/\text{s}$) が渇水流量 ($0.68\text{m}^3/\text{s}$) を上回り、逆転した数値となっています。通常このようなことはありませんが、何か特別な配慮があったのでしょうか。また、この数値を川上ダム開発の基礎数値として、河川維持流量の不足分を不特定利水容量として、新規利水は新規利水容量として、川上ダムに利水容量を確保しております。このことをご承知でしょうか。

4. 今般の川上ダムの利水計画は奈良県および西宮市の上水道が撤退の意向を明らかにし、伊賀市水道も規模を縮小しました。川上ダム建設の利水容量に関わる負担は三重県と伊賀市水道が負うこととなります。当然、建設後の維持管理費の負担も負わなければなりません。将来の財政負担をどのようにお考えでしょうか。
5. 委員の意見には、河川維持流量を仮に $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 程度に設定すると、渇水流量との差は約 $0.38\text{m}^3/\text{s}$ となり、伊賀市水道が必要とする水量 ($0.358\text{m}^3/\text{s}$) を確保でき、もちろん不特定利水容量も不必要となる、との考えがあります。規模を縮小したこの段階でダムの利水容量は不要となり、三重県や伊賀市水道のダムに関わる大規模な財政負担はなくなり、重い荷物を降ろすことが出来ます。いかがでしょうか。三重県民としては大きな負担を強いられるより、利水管理の基準も満たし、自然環境にも配慮し、安定した水源確保からもこの程度の利水管理が妥当と思われませんが、どうでしょうか。
6. 以上でご質問はおわりますが、淀川水系流域委員会では3月末日に意見書を取りまとめて近畿地方整備局に提出することになっております。年度末のご多忙中のこととは存じますが、3月8日までにご回答をいただければ幸甚に存じます。

以 上

付 言

下記のような水利調整の必要性も委員会で審議されておりますので申し添えます。

淀川下流域の上水道・工業用水は三重県内のダム等に水利権を持ち、1日約300万 m^3 の未利用水を抱えております。そこで青連寺ダムに水利権を有する大阪市の上水道の一部を転用し、これを青連寺開拓事業の用水パイプラインを利用して伊賀市水道に送水する、この案は、上下流の流域住民の連携とオール三重県として農業分野と市民が協力できる大変よい案であると思われま。

また、新河川法では渇水時の水融通の円滑化が加えられ、異常時に備えた流域全体の利水管理体制を整備することが必要と謳われています。異常渇水時の緊急水の確保も重要な課題です。出来る限り既存の水源は廃棄せず確保して、その上で、淀川下流住民との連携も施策のひとつに入れてください。

2008. 2. 27

■意見

田淵 弘

1. 淀川本流は上流にダムが整備されて防災的には現状で十分だと思う、然し天瀬ダムは建設されてから相当な年月が経過してる、老朽化が進んでいるのであれば改修が必要と考えられる。

2. 本流護岸際に生えている、多くの雑木が大きくなり、増水時には流れの障害物（抵抗物）になる為、速やかに伐採が必要と思う、流れに逆らわない葦等は水を浄化する効果が有り有益で有るが大きな樹木は折れたり倒れ（抜かれ）たりして流されて橋桁等にぶつかりする障害物で有り又抜かれた場合は土砂も流され有害で有る。

3. 淀川本流を活用し公共交通手段としての定期船と民間のタクシー船の運行を検討してはどうか？

現在東西の公共交通は京阪電鉄と阪急電鉄でその間が相当な距離が空いている、その間を淀川を利用して定期船を兩岸に運行しては如何か？、混雑して時間が不安定な路線バスよりは、信号も無くすいている川の活用の方が効率的だと考えられる。

（例えば、宇治から天満橋か淀屋橋間で）

タクシー船は郊外は利用者が少ないと思われるので、市内の川で民間企業に許可してはどうか？

尚各運行会社から適切な河川利用料を頂きその金は護岸の警備、整備の一部に充当する等・・・？

水資源機構ダムについて—再論—

2008年2月24日

近藤ゆり子

木曾川水系揖斐川流域住民

「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

TEL 0584-78-4119

1. 「まずダム建設計画ありき」の整備計画原案

～「利水者撤退表明」あれど水資源機構法施行令30条は封印されたまま～

2月15日の日本経済新聞で、「伊賀で計画 川上ダム 西宮市が撤退 阪神水道企業団から確保」という報道がなされたようです。西宮市の川上ダム事業からの撤退の意向は以前から表明されていました。22日、西宮市水道局経営管理グループの担当者に電話にて訊きました。

- ① 西宮市議会等への「撤退」意思表示はH17年9月に行った
- ② 淀川水系河川整備計画・淀川フルプランが策定されていないので、対外的な表明はして来なかった。
- ③ H19年12月20日に国土交通省から撤退にかかる費用が示されたので、撤退負担金を負担して正式に撤退する意思を固めた。
- ④ 「撤退意思表示」公文書を出すかどうかについては、まだ・・・

通称「撤退ルール」＝水資源機構法施行令30条が設けられた際、この「撤退ルール」が動き出す要件を何度も国交省本省に確認しました。河川整備計画策定（変更）やフルプラン変更あるいは行政間の調整も要件とはしていない、「撤退意思を明らかにする公文書が、利水者から事業者に発出される」ことで「撤退ルール」は動き出すのだ、という回答でした（国交省河川局治水課。撤退に係る費用算出のためには一定の行政間の調整等が必要であろうと思います。むしろ私のほうから「その辺りはどうなのですか？」としつこく訊きました。その上での回答です）。

河川整備計画が未策定だとか、フルプラン変更がされていないとかで、正式の撤退表明（公文書発出）をしない、というのは「話が逆」です。利水者の意思が鮮明であってこそ、河川整備計画及びフルプランが（その意思に沿って）策定または変更されるのです。（もし「（現行の）河川整備計画及びフルプランに位置づけられているからには、それらに変更されるまでは、利水者は、たとえ不要と考えるに至ってもなお事業に参画し続けなければならない」というのであれば、あれだけ揉めた挙げ句に作った水資源機構法施行令30条＝通称「撤退ルール」は一体何なのでしょう？）

丹生ダムにおいても、利水者が議会等に対しては全て撤退表明をしているのに、淀川水系流域委員会で、河川管理者は「水需要の精査確認」に何年もの時間をかけるという不可思議な状態が続きました。「利水者総撤退」であれば、ダム事業は、水資源機構事業としては成立しません。いったん計画を白紙にするのが法律の原則です。

しかし、「利水者が撤退意思表示の公文書を事業者に出さない」ことで、丹生ダム・川上ダム

ともに、これまでの事業実施計画は生き続けてきました。水資源開発促進法に基づく水資源機構事業としての丹生ダム計画に赤信号が点り、川上ダム計画に黄信号が点ってから後も、両ダムともに、何年間も「水資源開発事業交付金」が支出され続けてきました。つまり、利水者が撤退表明をした後に、さらに撤退に要する費用が増え続けてきたのです。

そして今なお「新たな計画が出来るまで」丹生ダム・川上ダムともに現行計画を生き続けさせるのが河川管理者の意思のようです。

これでは、「まずダム建設計画ありき、だ」と断じるしかありません。

「今年度中に淀川水系河川整備計画を策定したい」とし、かつ現行計画を維持出来ないことが明白な丹生ダム・川上ダムを原案に入れ込んでいます。丹生ダム・川上ダムを河川整備計画に位置づけたいならば、目的・規模・事業者等をしっかり説明できる新たなダム計画として、流域委員会に提出できなければ話になりません（審議すべき基礎を欠く）。「ダム建設の目的等は曖昧なまま、ダムを建設することは計画に入れておく。ダム建設の目的やダムの規模・形態は後から決める」などというのは、河川整備計画策定一河川法16条の2一の根本を蹂躪し、愚弄するものです。許されて良いわけがありません。

2. 無理なダム建設が犠牲者を生む

～過労自殺(労災)とトカゲの尻尾切り～

水資源機構徳山ダム 建設所での労災（職員の過労自殺）により、徳山ダム 建設所長 自閑茂治氏が書類送検され（2月19日）、更迭されました（2月20日）。

新聞記事を引用します。

★2008年02月20日09:22 岐阜新聞

職員の過労自殺で書類送検 水資源機構と所長

http://www.gifu-np.co.jp/news/kennai/20080220/200802200922_4107.shtml

大垣労働基準監督署は19日、自殺した男性職員＝当時（28）＝に不当に長時間の労働をさせたとして、労働基準法違反の疑いで、独立行政法人「水資源機構」（さいたま市中央区）と、徳山ダム建設所（揖斐郡揖斐川町上南方）の男性所長（52）を岐阜地検大垣支部に書類送検した。

調べでは、同機構と所長は2006（平成18）年9月の1カ月間、自殺した職員に計約140時間の法定時間外労働をさせた疑い。

この職員は当時、同建設所用地課で事業用地の買収交渉を担当していたが、07年2月に自殺。遺族は長時間労働が原因として同年3月に同署に労災を請求、同署は過重な業務が原因だったとして労災認定するとともに、同年12月に同建設所に立ち入り調査を実施した。

労働基準法では、時間外労働には労使間の協定と労基署への届け出が必要だが、同建設所では協定は締結したが労基署へは届け出ていなかった。

さらに協定で定める1カ月の時間外労働の上限が110時間だったのに対し、自殺した職員は06年9月に約140時間、同10月に約123時間に上っていた。自殺前6カ月間の月平均では約88時間だった。

同建設所では、06年9月下旬の徳山ダムの試験たん水開始に伴って業務が増加し、同機構の内部調査では同月中、自殺した職員以外に約10人の職員が110時間を超える時間外労働をしていたという。

同所長は「申し訳ないと思っている。労基署への届け出はしていると思っていた。（試験たん水を控え）長時間労働も仕方ない状況だった」と話しているという。同機構の青山俊樹理事長は「誠に遺憾で、深くおわびする。適正な労務管理の徹底を図りたい」とコメントした。

★ 2008年2月21日 読売新聞（岐阜）

徳山ダム建設所長更迭／書類送検で水資源機構

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/gifu/news/20080220-OYT8T00551.htm>

独立行政法人水資源機構の徳山ダム建設所（揖斐川町）に勤めていた男性職員が違法な長時間労働などで過労自殺し、大垣労働基準監督署が同機構と自閑（じかん）茂治・徳山ダム建設所長を労働基準法違反（長時間労働）の疑いで岐阜地検大垣支部に書類送検したことを受け、同機構は20日、自閑所長を同日付で本社ダム事業部付とする人事異動を発表した。

異動理由について、同機構では「書類送検され、所長として不適切」としており、事実上の更迭人事。処分に関しては、「司法の判断を待つて厳正に対処する」としている。

後任の所長には、日野浩二・ダム事業部設計課長が就任した。

自閑氏の言い訳コメントにもある通り、06年9月は「9月25日湛水開始」という無理なスケジュール設定のために、徳山ダム建設所は超多忙になってしまいました。

そもそも日期的に無理があっただけではありません。

「約束～日本一のダムが奪うもの～」という東海TVの番組（07年「地方の時代」映像グランプリ受賞）にもなった通り、「徳山村民への重大な約束違反」があったから、反発が激しかった・・・何とか湛水開始セレモニーを（「大混乱にならないように」）済ますために、徳山ダム建設所職員は、あれやこれやのなだめ・すかしやゴマカシの口約束の類のことを連日連夜行っていたのです。

この「仕事」が、「徳山村の人を更に騙すことに他ならない」ことを、この職員は知っていたに違いありません。自分が人を騙す・・・単なる長時間残業という以上に、精神的に追いつめられたに違いありません。

この事態の真の「A級戦犯」は、水資源機構青山俊樹理事長（及び前トップの近藤徹氏）をはじめとする国交省天下り幹部&国交省河川局幹部です。でも「A級戦犯」達は、個々人としては

送検もされず、責任は他人事のように通り過ぎる・・・。

典型的な「トカゲの尻尾切り」路線でことを運ぶ水資源機構上層部&本省河川局に憤りを覚えます。河川局の誤った河川行政の責任を一切類被りして、肥大化した「水資源開発公団－水資源機構」を少しずつ縮小していく・・・そのためには、下請け・孫請け作業員の命、末端職員の命を犠牲とし、生え抜き職員に責任を押しつける・・・。

犠牲者を出してしまう「要らない徳山ダム建設を強行する構図」全体が問題です。水資源機構徳山ダム 建設所は、用地交渉の不祥事を巡って何度も「処分」を出しています。

また、05年4月には下請け業者の労災死亡事故を起こしています・・・03年秋以来、当会に繰り返し「無理な工事が強行されている。自分も無資格で危険な業務を強いられている。そのうちに犠牲者が出ると思う」という訴えがあり、それをその都度水資源機構徳山ダム 建設所に伝えていたにも拘わらず、です。（さらに、この事故に関連して情報公開請求を行ったときには、水資源機構は「（情報隠し－情報公開黒塗りで有名な）防衛省も真っ青」という真っ黒塗り「開示」で対応してきました。内閣府の情報公開・個人情報保護審査会で、ほぼ私の主張通りの意見が出され、1年半後にそこそこに開示されましたが）

こうした構図は、「まずダム建設ありき」で事を運ぼうとする丹生ダム・川上ダムでも繰り返されるに違いありません。

要らないダムを作ることは、この先さらに犠牲者を生むことになるでしょう。

3. 丹生ダム・川上ダム計画は白紙撤回を

～淀川水系河川整備計画原案において「白紙」を鮮明に～

水資源開発施設としての丹生ダム・川上ダムの「不要」は明らかです。

(1)川上ダム

川上ダムにおける伊賀水道水源分は、いくら三重県が「必要」と言ってみても最終ユーザーが費用負担しきれないことは明白です。

「受益地域」の伊賀市の意向は曖昧なようです。

04年の木曾川フルプラン全部変更手続において、岐阜県は「大垣地区に徳山ダムの水が必要」と言い続けました。大垣地区市町は「余裕があれば結構だ」というような曖昧な態度に終始しました。フルプラン変更では、末端水道事業者の同意等は必要としない不思議な法体系となっているからです（「近藤さん、フルプランって何ですか？」というのが、03年暮れの大垣市水道課職員の私への質問です、正直なのは結構ですけど。そして岐阜県水資源課（当時）は、「市町は短期的なことしか分からないが、県は市町より長期的視点を持っている」と宣って、対象市町には正式な問い合わせをすることすら拒否しました）。

この結果、岐阜県は来年度（今年春）から、毎年25億円程度の徳山ダム水源費負担金の償還金を、一般会計から（！）支払い続けることとなります・・・公債費率18%超の苦しい財政の中で！

長良川河口堰の未利用水でさんざん苦しんだ（苦しんでいる）三重県企業庁は懲りないのでしょうか？ 三重県の財政も岐阜県と同じく非常に厳しい－「水源に余裕があることは良いこと

だ」などという甘い状態ではありません。

長良川河口堰水源費負担を三重県の一般会計が補填してきた経緯からすれば、三重県民全体がこのことを知った上で（川上ダム水源開発費の三重県負担分を、三重県の一般会計で補填することを是とするかどうか、まで踏み込んで）、川上ダム・伊賀水道分の議論が必要です。

しかし、実際は、多くの三重県民は、川上ダム及び伊賀水道のことを知りません（少なくとも私が知る四日市市や桑名市の人々は、淀川水系のダムが三重県内に計画されていることも知らない）。

こんな状態で水資源開発促進法に基づく川上ダム計画が漫然と河川整備計画に位置づけられることは、法の本来の趣旨にも反します。

(2)丹生ダム

すでに各府県議会等では「利水者総撤退」が表明されています。水資源機構ダムとしての丹生ダム計画はとっくに白紙になっていなければならないのに、「（現行計画を白紙撤回することなく）今後数年かけて新たな計画を練っていく」（08.02.22.近畿地整河川部 河川計画課）などというのは、河川法も水資源開発促進法・水資源機構法もねじ曲げています。

法律による行政の根幹を蔑ろにしたところに、「良い川づくり」などはありえません。法を無視する行政の側から「良い川づくり」などというセリフが発せられると、私は「この人たちは川というものを自分たちの小手先で弄くれるオモチャだと考えている」としか感じられません。

再度述べます。

水資源機構ダム（＝水資源開発ダム）川上ダムは要らない。丹生ダムも要らない。

水資源開発事業として建設された長良川河口堰、そして徳山ダムが要らないのと同様に。

淀川水系流域委員会運営会議 御中

2008年2月22日
自然愛・環境問題研究所
代表 浅野隆彦

短い時間の中、精力的に審議努力をされている事にお礼を申します。
これからの審議の進め方について、73回委員会に於いて「原案に対する委員会意見書第1次案を次回の委員会で審議し、その結果を踏まえ、河川管理者側が原案修正第1次案を示し、委員会がそれを基に審議を行う」事が決まりました。

私たちはその方向に賛成ですが、未だ多くの問題点を積み残したまま、決着点に急がないよう求めます。現在の時点でまだまだ「原案にある疑義」に対し、理解出来る回答がなされていないものが多々あります。即ち、その事は「原案の説明責任が果たされていない事甚だしい状況である」ことなのであり、委員会の多くの委員の戸惑いも宣なるかな！と思います。この時点で、多くの問題点を積み残したまま、頬被りして進み過ぎるのは「委員会自身が流域住民を含め、国民に説明責任が果たせない」事になります。

私たちは少なくとも以下の事に付き十分な審議をされるよう、委員会に要求いたします。

- 1) 琵琶湖及び湖岸陸域の環境問題(琵琶湖の総括を含む)。
- 2) 淀川河口及び大阪湾の環境問題。
- 3) 天ヶ瀬ダム再開発問題。
- 4) 瀬田川洗い堰の操作問題。
- 5) 琵琶湖後期放流の問題。
- 6) 宇治川の河川環境と景観を壊す問題。
- 7) 次回の河川整備計画に連結する猪名川総合開発(余野川ダム建設中心)問題。
- 8) 自然が作り置いた狭窄部の価値と直上流部の開発問題。
- 9) 岩倉峡の流下能力の検証(新たなH-Q曲線の疑問)。
- 10) 川上ダム予定地の推定活断層と湛水後初発地すべり危険地の特定調査問題。
- 11) 流域治水対応の具体策問題。
- 12) 「住民参加」、「住民参画」問題(特に、実質的な住民参画を保障する方策、法体制の整備)。
- 13) その他、「次期委員会への申し送り書」に示されている内容。

2008. 01. 13

淀川水系流域委員会 宮本博司委員長殿

長野市高田
小松好人

この意見は直接現在議論されている河川整備計画、ダムにかかわる問題に関するものではありませんが、失礼を省みず委員長に個人的に差し上げるものです。

私は長野県浅川の河川整備計画を関東地方整備局が平成12年12月27日付け建設省河川局長通達に基づいて適正に審査して認可していないと、国交省河川局水政課に審査請求中の長野県高水協議会元会員、浅川流域協議会会員の小松好人と申します。

浅川の基本高水流量が治水安全度 1/100 において 450m³/s とされているがそれは過大であり、その結果穴あきダムの建設計画が進行していることは問題であり、合理的な基本高水流量が決定されれば穴あきダムは不必要で、河川改修のみで外水災害対策は策定できると思っています。

淀川水系流域委員会の活動状況はホームページを通じて理解しているつもりですが、淀川の河川整備計画についても浅川の事例と同じで、基本高水流量について合理的な決定をしてこなかった致命的な問題を置き去りにして議論されていることに違和感を覚えます。既に浅野隆彦氏からも、治水安全度 1/200 における枚方基準点での基本高水流量 17,000m³/s は過大であるとの指摘があり、近畿地方整備局への質問に対して国交省の基準にしたがい全国共通の方法で実施しているから間違いないとの回答が出されていますが、この回答は長野県土木部の回答と全く同じです。

過大な基本高水流量が決定される最大の理由は、計画雨量まで引き伸ばされた対象降雨からのピーク流量群の最大値を採用していることだと思います。ピーク流量群に統計的な考察をして、適切な治水安全度に見合う基本高水流量を決定すべきです。

既に「改定新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編」P64～P65 に、確率年(治水安全度の逆数)の計算法が開示されていて、これによるとピーク流量の超過確率に雨量確率を乗じてその逆数を求めると確率年が求められます。この計算式を利用すると、ピーク流量群の平均値の確率年は計画規模の確率年の2倍になります。

この改定新版は平成9年10月16日に発行されていますから、淀川の河川整備基本方針にも適用されても不思議はなかったのです。

尚「改定新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編」P65 に対象降雨についてのサンプル数を十分大きく取るようにと記述しています。引き伸ばし率2倍程度にこだわってきた国交省の方針はこの点から不適切であると思っています。これはあくまでピーク流量群の最大値(たとえ時間分布、地域分布の異常からの棄却をしても)を基本高水流量に決定する方針を墨守する目的があったと思っています。

淀川のごとき大河川と浅川のごとき中小河川の差はあっても、ピーク流量群の扱いについて統計的な取り扱いをすることは同じことでもあります。既に国交省も那珂川、相模川、久慈川において総合確率法、荒川で複合確率法を採用して統計的な計算に理解を示しています。

私のホームページに近日中にアップロード予定の原稿を参考までにお送りします。お読みになってのご感想をお送りいただければ有難く思います。

以上

「淀川流域委員会の活動に思う」

私が 2003 年 7 月に U ターンして長野市に住むまで 34 年間のほとんどは枚方市に住んでいて、自宅から小一時間ほど歩けば淀川の河川敷に行けました。八幡市の背割堤から枚方市の枚方大橋付近までの河川敷は手軽なウォーキングの場所でした。独身時代に近くに住んでいた武庫川以上に思い入れのある川です。

ご多分に漏れず淀川の河川整備計画についても、一旦当面実施せずとされた四つのダム、大戸川ダム、丹生ダム、川上ダム、余野川ダムをめぐって、淀川流域委員会で熱い議論が交わされています。改正河川法に基づき開かれた議論の場のモデルと言われた淀川流域委員会は、その先進的な活動から近畿地方整備局に敬遠され新たに再組織された経緯があります。かつて淀川流域委員会の立ち上げに尽力され、国交省河川局防災課長を退職され民間人となった宮本博司氏が、新しい淀川流域委員会の委員長に就任しています。宮本氏の淀川河川行政にかかわる心情は世界 2007. 7. P233~240 のインタビューで知ることができます。

再スタートした淀川流域委員会は公募の委員を除けば国交省側の委員が多いようで、河川整備基本方針検討小委員会で決定された淀川整備基本方針に従って粛々と河川整備計画についての議論がなされそうですが、どうも近畿地方整備局の思惑通りに結論が得られそうではないように見えます。この委員会での議論の内容は、逐一淀川流域委員会のホームページで読むことができます。現在の議論は、以前の淀川流域委員会で当面実施しないとされた四つのダムのうちの大戸川ダム、丹生ダム、川上ダムについて集中されています。この三つのダムについては当初治水専用かほぼ治水目的とされていたのに、大戸川ダムについては瀬田洗堰を全閉にしないために宇治川の流量を減じる目的、丹生ダムについては琵琶湖の異常渇水時用、川上ダムは周辺ダム（高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム）の延命も目的であるとの付加的な理由を挙げています。余野川ダムは別として何が何でもダム建設を果たそうとする近畿地方整備局の本音がうかがえます。

しかし、良識派の委員は大戸川ダムについては宇治川の基準点における 1,500m³/s（治水安全度 1/150）のピーク流量の計算結果に疑問を呈し、また丹生ダムについては異常渇水時用には貯水量が不足であること（貯水量は 4,050 万 m³ とされ琵琶湖で 6cm の水位増加となる）、川上ダムについては不用なダムを作るために新たな目的を持ち出したなどの見解が明らかにされています。しかしこのように反対の理由をその都度展開しなければならぬ淀川流域委員会の戦術については、ある種の限界を感じているのは事実です。

それは河川整備基本方針検討小委員会で、既に淀川の基本高水は治水安全度 1/200 において、枚方基準点で 17,000m³/s に決定されていることでもあります。河川整備基本方針検討小委員会で公表されているデータによれば、

検証方法	流量 (m ³ /s)	中央値*
(工事实施基本計画のピーク流量)	(17,000)	
工事实施基本計画策定後の計画規模相当の洪水	発生していない	
2日雨量データによる確率に基づく流量(昭和28年台風13号型)	13,524～19,218	16,371
24時間雨量データによる確率に基づく流量(昭和28年台風13号型)	13,421～20,245	16,833
流量データによる確率に基づく流量	13,695～17,476	15,585.5
歴史洪水の検証	約17,000	

となっています。(第70回河川整備基本方針検討小委員会 委員会資料 3) *私の試算

この発表データを私が判断すると次の通りになると思います。ここで中央値は平均値と読み替えています。

1. 流量データによる確率から、その中央値の15,600m³/sが治水安全度1/200におけるピーク流量になります。
2. 2日雨量データによる確率に基づく流量16,400m³/sは治水安全度1/400のピーク流量になります。
3. 24時間雨量データによる確率に基づく流量16,800m³/sは治水安全度1/400のピーク流量になります。
4. 歴史洪水の検証から17,000m³/sの治水安全度は1/400以下になります。

すなわち淀川の基本高水17,000m³/sの治水安全度は1/200ではなく1/400以下になります。

ただしこの判断には次の前提があります。

1. 2日雨量データによる確率に基づく流量、24時間雨量データによる確率に基づく流量の計算においては、引き伸ばされた対象降雨群が実降雨群を上手く代表するようにサンプリングされていること。サンプリング数が十分であることとも言い換えられる。引き伸ばし率は2.0倍程度にはこだわらない。
2. 流量データによる確率に基づく検証において、流量は11ヶの確率分布からの確率流量の平均値を採用する。

3. 流量 17,000m³/s の流量確率は、11 ケの確率分布の確率流量の平均値が 17,000m³/s になる流量確率から読み取る。

淀川流域委員会に度々熱心な意見を具申している浅野隆彦氏は、17,000m³/s の流量確率を流量確率 1/200 における 11 ケの確率流量の平均値と分散から求めて 1/4000 と結論していますが、この計算方法は正しいとは言えません。

以上の検証から明らかなごとく、淀川の治水安全度 1/2000 における基本高水 17,000m³/s (治水基準点枚方市) はあきらかに過大であり、この過大な基本高水に基づく河川整備計画は、根本から見直さなければならないのは浅川の基本高水と河川整備計画の関係とまったく同じであります。

浅野氏も近畿地方整備局への質問で、治水安全度 1/200 における基本高水 17,000m³/s が極めて過大であるとしていますが、それに対する近畿地方整備局の回答は、計算方法は国交省の基準にしたがったものであり、全国共通の方法で実施されているので間違いはないとの内容で、これまた長野県土木部の回答とまったく同じであります。つまりところ国交省が現在実施している計画規模の降雨量まで引き伸ばした対象降雨からのピーク流量群の最大値 (たとえ時間分布、地域分布の異常から棄却を実施しても) を基本高水に決定する方法を改めなければならないのです。

既に「改定新版 建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 調査編」P64～P65 で確率年の計算と、サンプル数を多く取ることを記述していたにもかかわらず、その記述をまったく採用してこなかった国交省の怠慢ぶりは、不作為とされても否定しようがないのではないのでしょうか。

淀川流域委員会が後世にモデル流域委員会として評価されるには、淀川の治水安全度 1/200 における基本高水の見直しを提言し、治水安全度に見合った合理的に決定されたピーク流量を基本高水に決定せしめ、その基本高水に基づいて河川整備計画について議論することであると信じています。前記のインタビューでも、田中前知事の脱ダム宣言にコメントを求められて、「基本高水 (流量)」を変更せずに認めておいて「脱ダム」というのは、ありえない話です」と宮本委員長ご自身も言っています。(2008.01.12 記)